

三二一 一月二十八日 在ボーランド国佐藤公使ヨリ  
幣原外務大臣宛（電報）

**第三インター・ナショナルノ本邦ニ於ケル活動**

ヲ容認セザル旨声明スル必要ニツキ意見具申

ノ件

第一三号 極秘

（一月三十日接受）

北京ニ於ケル日露交渉ノ成立ハ真ニ予期以上ノ成功ト存セラレ実行ハ兎モ角条約上是程ノ利益ヲ贏得タルハ歐州諸國中其ノ類ヲ見サル處ニシテ從テ之等諸國ノ嫉妬不安ヲサヘ買ハントスル傾向アルヤニ看察セラル折柄本邦ニ取り此際注意ヲ要スル唯一ノ事項ハ第三「インター・ナショナル」ノ宣伝ニ在リテ今回ノ条約中ノ宣伝禁止条項ノミヲ以テ安心出来サルハ勿論ナレト同時ニ是サヘ完全ニ妨止シ得レハ先ツ安心ニシテ後ハ基本条約ヨリ生スル利益ヲ成ルヘク多ク収穫スルニ務ムレハ足ル次第二付テハ本件条約成立ノ機会ニ於テ帝国政府ハ茲ニ「ソビエト」連邦政府トノ国交ヲ開始スルモノナルモ第三「インター・ナショナル」ノ本邦ニ於ケル活動ハ断シテ之ヲ容認スル處ニ非サル旨ヲ声明セラルコト極メテ緊要ニシテ且右声明ハ同条約御批准ヲ機ト

シテ又相成ヘクハ帝国議会ニ於ケル同条約説明中ニ加ヘテ之ヲ為サルルカ如キ事最モ機宜ヲ得タル御处置カト存ス最近当地独逸公使トノ間談中「ソビエト」ノ宣伝ニ対スル唯ノノ制裁ハ自国内ニ於ケル共産党並ニ第三「インター・ナショナル」ノ直接間接ノ行動ヲ容赦無ク取締ルニ在リテ現ニ独逸ハ此方法ニ取リテハ適切ナル好先例ト信ス尤モ莫斯科ニ於テモ本条約ノ成立ニ大満足ヲ表シ居ルモノノ如ク從テ此際「ソビエト」ノ最モ苦痛トスル前記提議ヲ為スハ或ハ折角數日月ノ苦心ノ結果贏得タル両国親善関係ヲ一時毀損スルコトト成ルヘキモ早晚対第三「インター・ナショナル」問題発生スヘキハ当然ノ義ニ付寧ロ始メヨリ一擊ヲ与ヘ置クニ如カヌ又斯クスル事ニ依リ彼ヲシテ我ヲ侮ラ（サラ？）シムルヲ得ヘシ尤モ斯ノ如キ形式的声明ヲ避ケ峻烈ナル共産党取締規則ヲ制定シ着々実行手段ニ移リ以テ実益ヲ收ムルモ良策トスルヤモ圖リ難シ北京交渉ノ結果両国当局間ニ形成セラレタル「アトモスフィア」ヲ知ラサル本使ニ於テ卑見ヲ申述フルハ甚タ差出カマシキ次第ト存スルモ以上ハ辺境諸国ノ一地ニ駐在スル者ノ一意見トシテ御聴取相成度シ

尚本件条約成立ニ対スル當國公私ノ意見ハ未タ纏リタル發表ヲ見スト雖日露親善關係ノ回復ニ依リ一種ノ大ナル不安

ノ感スルハ當然ノ成行ニシテ右ハ羅馬尼其他邊境諸國皆同様ト信セラルニ付テハ適當ノ機会ニ於テ相當ノ方法ニ依リ右不安ヲ緩和セラルコト又必要ト看察セラル英、仏、独、羅馬尼ヘ転電セリ

平沼、松室各顧問官

一上書記官長、村上、堀江兩書記官

外務省側、幣原大臣、山川、廣田両局長、東郷、

佐久間兩書記官

陸軍省側

宇垣陸相

法制局側 金森、杉田両參事官

外ニ加藤首相、浜尾議長列席

（二）議事経過

（1）一木委員長開会ヲ宣シ次テ幣原大臣ヨリ日露条約締結ノ経過ヲ説明シ締結ノ理由トシテ

（1）目下ノ所労農政府ノ地位相当確実ニシテ之ニ代ルヘキ見込アルモノナキコト

（2）日露両國間ニ特殊ノ関係アルコト

ノ二点ヲ挙ケ英仏ノ諸國カ承認ヲ先ニシ懸案解決ヲ

後ニスルノ態度ニ出テタルニ反シ帝国政府ハ先ツ懸

案ヲ解決シ之ト同時ニ承認ヲ与フルコトスルノ方針ヲ執リ今回首尾ヨク条約ノ締結ヲ了シタル次第ナ

ルカ交渉ノ最難関ハ（1）宣伝禁止、（2）利権問題、（3）撤

兵問題ナリキ而シテ（2）及（3）ノ問題ノ為交渉ヲ決裂セ

枢府側 委員長 一木副議長

委員 井上、石黒、有松  
珍田、中村、古市

一一 日ソ基本条約締結関係 三二二

## 一 日ソ基本条約締結関係 三二二

五〇六

シムルハ我ニトリ不利ナル故宣伝禁止ノ問題ヲ最後迄留保シ置キ先ツ(2)及(3)ノ問題ノ解決ニ努力シタル處露国側漸次譲歩シ「レーニン」ノ一周忌当日タル一月二十一日ノ前日夕方未解決ノ一切ノ点ニ付譲歩シタルヲ以テ同日夜半條約ノ署名ヲ見ルニ至レル次第ナリ

尚効力ノ永存スヘキモノヲ基本条約ト為シ其ノ一時的ナルモノヲ議定書其ノ他ノ文書ト為セル旨ヲ陳述ス

ス

### (a)字垣陸相

北「サガレン」出兵ハ大正九年ノ声明書ニ述ヘタル如キ理由ニ依リ同年決行シタルモノニシテ「サガレン」派遣軍ハ予テヨリ「サガレン」対岸大陸沿岸ニ派遣シアリタル若干ノ軍隊ヲ合シ約四千六百名ナリシカ大陸ノ出兵ハ冬籠設備ヲ欠ク為九年末一時引揚ケ十年ノ夏再ヒ出動シ十一年九月浦潮派遣軍撤退ノ際更ニ撤退セリ其ノ人数ハ約一千名トス次テ十二年四月更ニ北「サガレン」派遣軍ヨリ一千名ヲ減シタル結果同軍ハ二千七百名ト為リ次テ十三年末ニハ更

始シ雪解期以前ニ全軍ヲ亞港ニ集中スルニ非サレハ撤兵ハ條約所定ノ時期ニ行フコト不可能ナリ尚亞港ニテ露国側ト民政引継ノ交渉ヲ為スコト必要ナルヲ以テ條約ハ成ルヘク早目ニ実施セラルルヲ便宜トス人一千、其ノ他露国人ヲ合セ約一万余ノ住民在住シ居レリ占領費用ハ累計約七千二百万円ナリト陳述ス

### (b)木委員長

条約全般ニ對スル大体ノ質問アリヤト述ヘ左ノ如キ応答アリ

(a)珍田委員 宣伝禁止ノ条項ニ關シ先方ハ如何ナル主張ヲ為シタリヤ

幣原大臣 先方ハ「セメノフ」関係ノ者ニ對スル取締ヲ要求シ宣伝禁止ノ規定トシテハ右ニ關スル事項ヲ詳細ニ定メ露西亞側ノ日本ニ對スル宣伝取締ニ關シテハ漠然タル規定ヲ設クルニ止メムトシタルカ我方ハ一般ニ詳細ナル取締規定ヲ設クルコトヲ主張シ結局先方ニ於テ譲歩セリ尚「セメノフ」一派ハ目下長崎ニテ皮商売ヲ營ミ居ルノミナルヲ以テ差當リ之ニ取締ヲ加フル義務ヲ生スルコトナシ

(b)有松委員 露西亞承認ニ付英、仏、伊、米ハ如何ナル態度ヲ執レリヤ

幣原大臣 英、仏、伊ノ三国ハ既ニ承認ラアシ唯英ノ承認ハ条件付ナルカ否カノ疑アリ米ハ「ヒューズ」、「ロッヂ」ノ時代ニハ不承認ノ態度ヲ執リタルモ「ロッヂ」死シテ新奇ヲ好ム「ボラー」代リ三月四日ニハ「ヒューズ」辭シテ「ケロッグ」代ル筈ナルカ自分ノ印象ニテハ米國側ハ殊ニ今次

日露條約成立シタルコトノ影響モ受ケテ漸次承認ニ傾ケル様思ハル

(c)珍田委員 伊露條約中ニハ宣伝禁止ノ規定ナキ處如何ナル理由ナリヤ

広田局長 「ムツソリニー」カスル規定ヲ不要ト為シタルニ因ル由ナリ

(d)有松委員 大連、長春、東京三會議ニテ決定シタル点ヲ承知シタシ

山川局長 確定シカケタルモノアルモ終局的ニ決定シタルモノナシ

有松委員 其ノ点ヲ次回ニ承知シタシ

(e)石黒委員 尼港事件ニ對シ露側ハ心ヨリ遺憾ト思ヒ居レリヤ

幣原大臣 公文ニテハ遺憾ノ意ヲ表シ居ルモ露側ハ日本側ニ於テモ占領軍ノ行ヒタル同種ノ事件ニ付遺憾ノ意ヲ表スヘシト交渉中要求シタルコトモアリ又尼港事件ノ代償ノ意味ニテ日本ニ利權ヲ与ヘタル次第ナルヲ以テ内心ニテハ真実遺憾ト思ヒ居ルヤ否ハ疑アリト云フ方安全ナルヘシ

# 一 日ソ基本条約締結関係 三二二

五〇八

石黒委員 「セメノフ」金塊事件ハ如何ニ解決セ  
リヤ

宇垣陸相 同事件ハ自分ノ就任以前ノ出来事ニテ  
詳シク承知シ居ラサルモ既ニ解決シタルモノト思  
考ス

(f) 有松委員 議定書(甲)第二条末項ノ規定ハ露西  
亞側ニ反対請求ヲ認ムルコトアルヤニ解セラル  
處右ハ尼港事件ニ関係アリヤ  
幣原大臣 露ハ各国ニ対シ常ニ反対請求ヲ出スノ  
態度ニ出テ居ル故日本側ニテ請求スレハ露側ニテ  
モ右条項ニ依リ反対請求ヲ為スコトアルヘシ

(g) 平沼委員 第三「インターナショナル」ト労農政  
府トノ関係如何

幣原大臣 第三「インターナショナル」ハ數億千  
万ノ金額ヲ使用シタルヲ以テ常識ヨリ考ヘ右ハ労  
農政府ノ權力ニテ没収シタル富豪貴族ノ財産即チ  
労農政府ノ金ヲ充當シタルモノナルコト明白ナリ  
ト主張シ得ヘキモ具体的ニ立証スルコト困難ナリ  
平沼委員 条約成立後労農宣伝取締ニ対スル御意

見ヲ承知シタシ

幣原大臣 「カラハン」ハ日露国交回復ノ当初ヨ  
リ日本ニ不快ナル感ヲ与フルカ如キ行為ヲ労農政  
府力為スコトナカルヘシト屢々陳述シタルコトア  
ルニモ鑑ミ尚労農政府ハ日露条約ヲ英米ニ対スル  
圧迫ノ道具ニ利用シ居ル現状ナルヲ以テ当初ノ間  
ハ惡辣ナル宣伝ヲ為スカ如キコトナカルヘキモ取  
締ハ条約成否ノ如何ニ拘ラス必要ナルヘシ

有松委員 談判中第三「インターナショナル」カ  
基本条約第五条ニ該当スルカ否カニ付何等カ詰合  
アリタリヤ  
幣原大臣 第三「インターナショナル」カ第五条  
ニ該当スルコトニ就テハ何等諒解ナキモ日本側ハ  
其ノ解釈ナリ但シ露側ハ或ハ該当セスト解シ居ル  
ヤモ知ラス

有松委員 其ノ点頗ル心配ナリ英露条約ノ当該条  
項ニ依レハ第三「インターナショナル」ヲモ取締  
ルコトナルヤニ解セラレ從テ我五条ノ規定ハ英  
露条約ノ規定ヨリモ狭キ心配ナキヤ又第三「イン

ターナショナル」議長「ヂノヴィエフ」ハ露西亞

政府ノ任務ニ在リト認メ得ヘキヤ

幣原大臣 英露条約ノ規定中『ソヴィエト』政  
府ノ「コントロール」ノ下ニ在ル「云々ト云フ字  
句ハ露西亞側ニテ第三「インターナショナル」カ  
労農政府以上ノモノニシテ其ノ「コントロール」  
ノ下ニ在ラスト主張スル虞アリタルニ依リ特ニ  
「コントロール」云々ノ文字ヲ避ケ第五条ノ如ク  
規定シタル次第ニテ又「ヂノヴィエフ」ハ「レー  
ニングラード」ノ執行委員長ナルヲ以テ「ソヴィ  
エト」政府ノ任務ニ在リト見ルコトヲ得ヘシ

平沼委員 労農政府カ第三「インターナショナ  
ル」ヲ「コントロール」シ居ラサルモノナラハ第  
五条ノ規定ニ所云「行為ヲ為サシメサルコト」即  
チ「リストレーン」スルコトモ不可能ナラスヤ  
幣原大臣 英露条約中ニモ『労農政府ノコントロ  
ールノ下ニ在ルモノノ宣伝ヲ「リストレーン」ス  
ヘシ』トノ趣旨ノ字句アリ

山川局長 第五条ニハ財的援助ヲ受クルモノノ行

一 日ソ基本条約締結関係 三二二

第二回 (二月十三日金午前十時ヨリ正午ニ至ル)

(1) 出席者 第一回ニ同シ但シ加藤首相金森參事官出席セ  
ス

(2) 会議経過

(イ) 一木委員長開会ヲ宣シタル処井上委員逐條討議ニ入  
ルニ先チ質問アリトテ前回外務大臣ヨリ基本条約カ  
永久的事項ヲ定メタルモノト説明セラレタルカ若シ

将来時勢ノ進展ニ従ヒ改訂ノ必要生シタル場合ニハ如何ニスヘキヤト質問ス之ニ対シ山川局長ハ近キ将来ニ於テ基本条約所定事項変更ノ必要生スヘシトモ思ハレサルモ其ノ必要生セハ露側ト談合ノ上条約改訂ヲ為ス意向ナリ但シ其ノ点ニ付別段露側トノ間ニ了解アル次第ニハ非サルモ改訂ノ交渉ヲ為スコトハ何等支障ナシト答へタリ

(b) 次テ逐条討議ニ入り左ノ応答アリ

(a) 有松委員 基本条約第一条ニ外交及領事關係云々トアル處斯ノ如キ字句ヲ使用シタル例アリヤ

山川局長 勿論アリ条約締結其ノモノニ依リ労農政府ヲ承認スルコトト為ルト共ニ第一条ニ依リテモ明ニ承認スルコトト為ルナリ

有松委員 基本条約第二条第一項ト「ポーツマス」条約ニ閲スル声明書トノ關係ヲ承知シ度キ処先ツ基本条約第三条迄大体ノ説明ヲ得タシ

山川局長 先ツ「ソヴィエト」社会主義共和国連邦ナル訳語ハ露西亞カ大体露、「ウクライナ」、白露、「ランス・コーカサス」ノ四「ソヴィエト」

力如キモ露側ニテハ斯ノ如キ主張ヲ認メサルヘク要スルニ妥協的規定ナリ次ニ第三条ノ規定ハ「ボ」条約ニ基キ締結セラレタル漁業條約カ既ニ満期ト為リ其ノ後數次暫定的ノ改定又ハ契約締結ヲ見タルモ露側力條約消滅説ヲ主張シ居ルニモ顧ミ特ニ今次條約中ニ明定スルコトトセリ尚千九百二十四年ノ慣行云々ハ大体旧漁業協約ニ基クモノト異ルコトナキモ單ニ罰則カ一層嚴重ト為リタルコト及各漁区ニ就キ標準漁獲高カ定メラレタルコトノ二点ニ於テ異ルノミニテ我方トシテハ之ヲ続行シ差支ナキ意向ナリ

(b) 井上委員 声明書ニ所云政治上ノ責任トハ如何ナル意味ナリヤ

山川局長 前述ノ如ク「ソヴィエト」政府カ前政府ノ締結セル「ボ」条約ニ付テモ其ノ締結ニ付政治上ノ責任ヲ負ハサルコトヲ對内的ニ声明シタルニテ第二条ニ明定スル「ボ」条約ノ効力存続ハ之

共和国ヨリ成ル連邦タルヲ以テ此意ヲ顯ハセル原文ヲ直訳シタルモノナリ次ニ第一条ハ既説ノ通又第二条ハ露側ハ列国ニ對シ条約消滅説ヲ主張シ日本ハ有効説ヲ採リ其ノ妥協トシテ成立シタルモノナルカ日本側ハ最重視スル「ボ」条約カ引続キ効力ヲ存続スヘキコトヲ明ニ露側ニ承認セシメタリ声明書ニ「政治上ノ責任ヲ分担スルモノニ非ス」云々トアルハ露側ハ法律上ノ責任ハ認ムルモ「ボ」条約締結ニ付政治上ノ責任ヲ認ムルハ内政關係ヨリ見テ面白カラサルニ付（既ニ國民ニ對シ帝政時代ノ條約無効ヲ宣言シ帝政時代ノ政治ハ總て之ヲ惡政ト主張シタル手前モアル為）特ニ政治上ノ責任ヲ負ハサルコトヲ明ニシタシト主張シ之ニ対シ我方ハ右ノ如キ趣旨ノモノナラハ國際法上何等ノ意義ナク之ヲ明示スル必要ナキニ非ヤト述ヘタルモ露側ニ於テハ單ニ内政關係ヨリ是非トモ文書ニ掲クルコトニシ度シト主張シ声明書ノ成立ヲ見タル次第ナリ第二条第二項ハ其ノ形式ヨリ見テ條約効力存続ニ閲スル日本ノ主張カ貫徹セラレタル

力為何等影響ヲ受ケサルモノトス交渉中「カラハン」モ「ボ」条約ノ法律上ノ効力ヲ認ムル以上日本側ハ其レニテ充分ナルヘシト述ヘタルコトアリ（c）有松委員 「ボ」条約ハ講和條約ニテ其ノ内容ハ権太南北ノ割譲ノ如ク一時限ノ处分ヲ規定シタルモノ多シ從テ此等ノ点ニ付テハ條約カ其ノ後失効スルト否トヲ問ハス何等影響ヲ受クルモノニ非ス但シ日露間鐵道連絡ニ閲スル規定漁業ニ閲スル規定ノ如キハ其ノ後ニ於テモ効力ヲ存続スルモノナルヲ以テ「ボ」条約カ効力アルヤ否ヤハ重大ナル問題ナリ（漁業協約カ満期ト為ルモ「ボ」条約ノ規定ニ依リ露ハ新ニ漁業協約更新ノ義務ヲ負ハサルノナルヘシ）然ルニ露カ政治上ノ責任ヲ負ハサル旨声明シタルハ右等ノ点ニ何等カ關係アルヤニモ認メラルルニ付右ニ付責任アル答弁ヲ得タシ山川局長 一時限ノ处分ヲ定メタル條約モ右处分ノ有効ナルカ為ニハ權原証書ノ意味ニテ爾後ニ於テモ必要ナリトスル学者モアリ然レトモ政府ハ学説ノ如何ニ閲セス「ボ」条約ノ効力存続ノ主張ヲ

貫徹シタル次第ニシテ政治上ノ責任云々ノ声明書  
ハ右効力ニ何等影響ナキモノト認ム

有松委員 外務大臣ノ御意見如何

幣原大臣 条約局長ノ説明通ナリ右ハ交渉中「カ

ラハン」モ認メタル所ニテ單ニ対内的ニ必要ナル

ニ付返翰ハ不要ナルモ一方的ニ声明スルコトタケ

ヲ許サレタシト述ヘタルコトアリ而シテ条約ノ効

力ヲ認メタル以上之ニ基ク鉄道連絡其ノ他ノ義務

ハ露側ニテ認ムヘキコト勿論ナリ

有松委員 奉露条約ト「ボ」条約トノ関係如何又

哈爾賓長春間ノ東支鉄道ノ南半ヲ日本ニ譲渡スル

日露密約ハ如何

幣原大臣 奉露協定ハ全然日本ニ於テ認メサルモノナリ支露協定ハ最初張作霖トノ了解ヲ以テ王正廷カ交渉ノ衝ニ当リ略々取纏メタルモ其後顧維釣カ最後ノ締結ニ当ルニ至リテ全然張ト打合ヲ遂ケサリシヲ以テ張ハ露支條約ヲ認メサル趣旨ニテ自ラ奉露條約ヲ締結シタルモノナリ日本ハ又露支條約ニ対シテモ其ノ日本ノ権利侵害ヲ認メサル旨支

権利カ露支條約ニ依リ侵害セラル場合ニハ日本ハ支那側ニ対シ抗議シ得ルハ勿論ナルカ今次日露

露側ニ於テ露カ「ボ」条約ノ効力ヲ認メタル結果共管中日本ハ運行ノ費用トシテ約一千万円ヲ支出

サル様主張シ得ヘシ次ニ東支鉄道ニ対シ大ナル利害関係ヲシアルニ付日本ハ該鉄道ニ対シ大ナル利害関係ヲ

有ス又寛城子、松花江間東支鉄道購入問題ハ「クルペンスキ」大使トノ間ニ契約ニ調印ヲ了シタ

リ居レリ尤モ露側ニテ其ノ後発表シタル秘密文書

中ニハ右契約書掲載セラレ居ラサルニ依リ想像ス

レハ露側ニテハ或ハ右鉄道売却契約ハ其儘トヲ履行シ其ノ代金二千三百万円ヲ取得スルヲ有利ト考へ居ルヤニモ認メラサルニ非ス尤モ右売却ニ付テハ支那側ノ同意ヲモ要スヘン尚最近在東京露大使館ノ書類ヲ旧館員ヨリ受取リタルカ其ノ内ニ右契約書存在シタルニ付右ヲモ労農政府側ニ引渡ス

コトトセリ何レニセヨ「ボ」条約ニ基ク鉄道連絡

其ノ他ノ権利ハ第二条ニ依リ露側ヲシテ承認セシメ得ヘシ又奉露條約ハ日本ノミナラス列國ニ於テモ之ヲ認メス

広田局長 東支鉄道ノ運行ハ露支間ニ於テハ既ニ

露支條約ニ依リ実行シ居ルモ日本カ日露條約第二

条ニ依リ「ボ」条約ニ基ク連絡ノ権利ヲ露ニ対シ

主張スルハ妨ナシ

山川局長 鉄道連絡ニ付テハ第二条ニ依リ「ボ」

条約ノ規定通实行スル様露ヲシテ支那ニ交渉セシ

ムルコトヲ得ヘク右ハ北京會議中「カラハン」ニ

於テモ認メタル所ナリ

有松委員 寛城子、松花江間鉄道買収問題ニ付此

ノ上トモ御尽力ヲ希望ス次ニ北樺太占領軍司令官

カ貸下ケタル漁区ノ借主ハ占領撤退ノ結果損害ヲ

受クヘキ処右ハ如何ニ措置セラルルヤ

広田局長 近ク亞港ニ於ケル日露間行政引渡交渉ノ際解決シタキ所存ナル処解決ヲ得サレハ其ノ後

露側ニテ実行スヘキ漁区競売ノ際参加セシムル意

# 一 日ソ基本条約締結関係 三二二

五一四

ノ如キ問題モ関係當局ニ於テ露側ト交渉中ナリ  
平沼委員 然ラハ日本ニ於テ効力存続ヲ必要トス  
ルモノ如何

山川局長 充分研究ノ結果「ボ」条約、漁業協約

ノニヲ絶対必要ト認メ露ヲシテ之ヲ認メシメタリ  
其ノ他旧通商条約ハ日本ニ於テ承認シタル「ケレ  
ンスキ」政府カ之ヲ廢棄シ又鉄道連絡ノ約定ハ

依然有効ナリト認ム一般ニ各条約ニ付實際的詰合

ニテ解決スル意向ナリ

有松委員 秘密條約ハ如何

山川局長 北京會議ノ際ハ全然之ニ触レタルコト  
ナシ此等政治条約ハ其ノ効力ヲ認メサル方日本ニ  
便宜ナリ  
幣原大臣 勢力範囲ニ関スル條約、同盟條約等事  
態変化ノ結果今日之ヲ認ムル要ナシ又列国トノ関  
係ニ於テモ之ヲ認メサルヲ適當トス唯犯人引渡  
条約付帯ノ秘密約定ノミハ之ヲ維持スル方我ニ有  
利ナルモ今次条約ノ第五条（宣伝禁止）ニ依リ同  
様ノ効果ヲ挙ケ得ヘシ

石黒委員 新ニ犯罪人引渡条約締結以前ニ逃亡犯  
罪人アラハ如何

山川局長 外交上ノ交渉ニ依リ之ヲ解決スヘシ現

在犯罪人引渡条約ナキ國ニ於ケルト同様ナリ右ニ

就テハ逃亡犯罪人引渡条例ナル古キ法律アリ

(iv) (a) 一木委員長 第四条ノ質問ニ移ルコトシ大体ノ

説明アリタシ

(b) 山川局長 露ハ漸次其ノ經濟政策ヲ緩和シ來リ土  
地所有權ヲ許ササルモ使用權ヲ与ヘ又工場、店舗  
等ノ所有ヲ許スニ至レリ「カラハン」ノ説明ニ依  
レハ露ニ於テハ内外人ニ平等ノ權利ヲ与フル由ナ  
リ然レトモ露ノ認ムル經濟上ノ自由ハ他國ニ比シ  
頗ル狭キヲ以テ相互主義ト為スコトヲ甚シク嫌ヒ  
從テ第四条(二)ノ「相互条件ノ下ニ」ナル字句ニ付  
テハ最後迄意見纏フサリシモ我方ハ之ニ依リ露ヲ  
シテ成ルヘク広キ自由ヲ認メシムルノ道具ニ供セ  
ムトシ結局露側ニ於テ譲歩セリ

(c) 珍田委員 第一項、第二項共ニ通商航海條約ニ付  
規定セル処其ノ關係如何

山川局長 第一項ハ一般的通商條約、第二項ハ特  
殊ノ場合ノ約定ヲ締結スルコトヲ定メタルモノナ  
リ

珍田委員 (三)ニ「成ルヘク最惠國」云々トアルハ  
如何

山川局長 露ハ芬蘭、「ラトヴィア」等特殊ノ関  
係アル國ニハ特殊ノ待遇ヲ与フル必要アルニ付之

ヲ除外セントシタル結果ナリ

(d) 平沼委員 相互条件トハ如何

山川局長 日本ハ之ニ依リ露ヲシテ成ルヘク多ク  
ノ自由ヲ認メシムル趣向ナルモ日本側ニテ露人ニ  
相互条件以上ノ権利ヲ与フルハ差支ナシ  
幣原大臣 相互条件ナル字句ハ露側ニテ強硬ニ排  
斥シタルモ結局譲歩セリ

平沼委員 追テ通商條約締結ノ際日本ハ露人ノ権  
利ヲ制限スヘキヤ

山川局長 然ルコトアルヘシ

(e) 有松委員 私権ノ享有ニ付相互主義ヲ實行スルハ  
極メテ困難ナルヘシ

一 日ソ基本条約締結關係 三二二

五一五

山川局長 従来ノ慣例ニ從ヒ露人ハ特別ノ法令制  
定セラルニ非サレハ一般法令上ノ待遇ヲ与ヘラ  
ルモノノト解シタシ

# 一 日ソ基本条約締結関係 三二二

五一六

有松委員 (三)ハ最惠国待遇トアルニ依リ露ハ各国間ニ差別ヲ為ササル以上ハ如何ナル禁止制限等ヲモ為シ得ルモノナリヤ

幣原大臣 然リ然レトモ右ノ場合ニハ第四条第二項ニ依リ露ト商議ヲ為シ得ヘシ

(二) 一木委員長 明十四日(土)午前十時次回会議ヲ開キタシ(異議ナシ)

中村委員 明日ハ欠席シタシ

第三回(二月十四日土午前十時ヨリ十一時半ニ至ル)

(一)出席者 第二回ニ同シ但シ外務大臣、中村委員欠席

〔二〕会議経過

(1)一木委員長開会ヲ宣シ前日質問未了ニ終リタル基本条約第四条ニ付引続キ質問アラハ質問アリタシト述

ヘ次イテ左ノ応答アリ

(a)平沼委員 第四条(一)、(二)ニ付テハ異議ナキモ(三)ニ依レハ日露各最惠国待遇ヲ与フレハヨキコトト為

リ居リ相互主義ノ規定ナキ処露側ニテハ相当嚴重

ナル禁止制限ヲ為スコトアルヘキニ依リ日露間ニ

禁止制限ヲ為スコトハアリ得ヘキモ露ノ経済政策カ漸次緩和シツツアルノ事実ハ一般ニ認メラルル所ナリ

平沼委員 自分ハ「成ルヘク」云々ノ前段ノ規定ハ後段トハ關係ナク後段ハ絶対的規定ト解ス

二上書記官長 前段ハ理由ヲ示シタルニ止マリ後段ニハ關係ナシト解ス

山川局長 「成ルヘク」云々ハ露カ芬蘭、「ラトヴィア」等其ノ分離國ニ対シ特別ノ取扱ヲ為シ又日本ハ國境地方ニ於テ特別ノ待遇ヲ与フルコトヲ認ムル等ノ意味ニテ設ケラレタルモノニテ後段ヲ支配スルモノナリ

一木委員長 重要ノ規定ナルヲ以テ外務大臣列席ノ際改メテ質問スルコトシタシ

(b)井上委員 (二)ノ平和的業務トハ如何ナル意味ナリヤ  
山川局長 合法的トノ意味ニテ別段深キ義アルニ非ス  
(c)有松委員 利権契約ニ基ク業務ニ付テハ(二)所定ノ

不対等ノ結果ヲ生スルコトナキヤ

山川局長 露ハ新経済政策樹立以来私権ヲ認ムル等漸次普通ノ状態ニ復帰スルノ様子ヲ示シ且露ノ開発ニハ外国ノ助力ヲ必要トスルニ付極端ニ閉鎖主義ヲ採ルコトナカルヘキ見込ナリ露ノ待遇振ヲ日本ノ夫レト均等ナラシムルコトハ不可能ナルモ

右ノ意味ニテ甚シク不対等ノ結果ヲ生スルコトナカルヘク尚通商条約締結ノ際此等ノ点ヲ詳細規定

スル所存ナリ  
平沼委員 (三)ノ前段ニハ「成ルヘク最惠国」云々トアルモ後段ニハ成ルヘクナル字句ナキヲ以テ後段ハ絶対的ノ規定ト為ルヘシ

山川局長 後段ニハ「増進ヲ妨クル制限又ハ禁止」云々トアリテ前段トハ規定ノ範囲ヲ異ニス  
平沼委員 然レトモ後段ノ規定モ極メテ広キ範囲ノモノナリ又自分ノ見ル所ニテハ露ハ最近新経済政策ノ範囲ヲ狭メツツアルヤニ思ハル

山川局長 成ルヘク最惠国云々ノ字句ハ後段ヲモ支配スル意味ナリ又露カ日本ヨリモ一層厳格ナル  
山川局長 利権契約ニ基ク業務ニ付テハ先ツ利権ニ関スル議定書及利権契約ノ規定ニ抵触セサル限ニシテ右議定書及利権契約ノ規定ニテハ先ツ利権ニ於テ露國ノ法令カ適用セラルヘシ  
有松委員 第四条ヲ留保シ後ニ改メテ質問スルコトトシタシ  
(d)二上書記官長 露ノ法律ニテハ一万「留」以上ノ相続ヲ認メサル处在露日本人ノ財産カ一万「留」以上ナルトキ其ノ相続如何  
廣田局長 追テ締結スヘキ通商条約中ニ規定スル所存ナリ其レ迄ハ最惠国待遇ニ依リ伊露条約中ノ當該規定ニ均霑スル次第ナリ  
二上書記官長 最惠国待遇トハ何レノ規定ニ基クヤ  
廣田局長 第四条(三)ニ定ムル「成ルヘク最惠国」云々ノ規定カ同条全体ヲ支配スルモノナリ  
二上書記官長 右解釈ハ首肯シ難キモ改メテ質問スルコトトスヘシ

## 一 日ソ基本条約締結関係 三二二

五一八

(e) 井上委員 第四条第一項ニ通商航海条約云々トアリ  
リ第二項ニモ通商航海条約云々トアル処両者ノ関係如何

山川局長 第一項ハ一般的条約ノ意味ニテ第二項ハ国境ニ於ケル特別待遇ノ規定其ノ他必要ニ応シ締結スヘキ条約ヲ意味ス

広田局長 露側カ芬蘭、「ラトヴィア」等分離国トノ間及長キ接壤国境ヲ有スル支那トノ間ニ特別待遇ヲ定メタキ旨主張シタルニ就キ日露間ニモ特殊關係アルニ顧ミ露カ支那ニ特別待遇ヲ与フル場合ニハ日本ニモ同様ノ待遇ヲ与ヘシムル為交渉シ得ルノ趣旨ニテ第四条第二項ヲ設ケタルモノナリ

(f) 一木委員長 第四条ハ外務大臣出席ノ際ニ留保スルコトトス

(g) (a) 有松委員 第五条ハ重要ナル規定ナリ「平和友好」云々ノ第一段ハ第一条ト相俟テ重要ナル規定タリ「自國ノ法權」云々ノ第二段ハ日本カ露ノ制度ヲ承認シタルコトト為リ又日本ノ制度ハ改メテ露ヨリ承認セラレストモ嚴然トシテ列国ヨリ認メ

ンテンション」ヲ嚴肅ニ確認ストアリテ之ハ明ニ國際約定ナリ故ニ別ニ約定ヲ為ス必要ナシ次ニ日本側ハ第三段中ニ第三「インターなショナル」ヲ含ムモノト解シ居ルモ単ニ第三「インターなショナル」カ露内ニ存在スルコトハ何等差支ナク日本ニ宣伝其ノ他干渉スルニ至リ始メテ我方ハ右規定ニ依リ取締ヲ要求スル意向ナリ

(b) 平沼委員 第五条ニ関連シ自分ハ現在ノ取締法令カ頗ル不充分ナリト思考シ居ルモノニテ殊ニ外人ノ取締ハ寛大ニ過ク先般共産党秘密結社事件ニ付テモ取締法令不充分ナルコト明ナリ就テハ第五条ニ関シ政府ハ対内的ニ如何ナル取締ヲ為サル所存ナリヤ腹蔵ナキ御意見承知シ度シ尚日本側ニテハ条約存続ノ解釈ナル由ノ処日露犯罪人引渡条約ノ如キハ旧条約ヲ実行スルカ又ハ速ニ新条約ヲ締結スルヲ適當ト認ム

山川局長 質問ノ第一点ハ重要ナル事項ナルモ外務省トシテハ答弁スル地位ニ非ス唯自分ノ考ニテハ第五条ノ規定ヲ実行スルト共ニ対内的ニモ充分

ラレ居ルモノナル故第二段ハ片務的ノ嫌アルモ致方ナシ次ニ「公然文ハ陰密ノ」云々ノ第三段ハ最重要ナル点ニテ此ノ規定ハ充分ニ実行スル必要アリ然ルニ末段ニ以上第一段乃至第三段ノ事項ノ希望及意向ヲ確認ストアリテ権利義務ヲ設定スル約束ト為リ居ラサル處右ハ追テ改メテ通商条約ノ他特別条約中ニ約束トシテ定ムル次第ナリヤ又右第三段中ニハ第三「インターなショナル」カ該当スト日本側ニテ解シ居ル旨並北京ニテ交渉ノ際ハ殊更右ノ点ニ触レサリシ旨前回説明アリタル処右ノ点不安ナリ故ニ将来前述ノ条約締結ノ交渉ヲ為ス際ニハ右第三「インターなショナル」ヲモ含マシムルコトヲ明ニ定ムルコトシタシ右ノ点ハ改メテ外務大臣列席ノ際質問シタキ處一応山川局長ノ御意見ヲ承知シ度シ

山川局長 露側ハ条約ニ付大体対等主義ヲ主張シ我方ニ於テモ大体対等トスルヲ適當ト認メ右第二段ノ点ヲモ対等トシタル次第ナリ希望及意向ノ訳文ハ前例ニ依リタルモ原文ニハ「デザイア」「イ

(c) 有松委員 自分ノ聞込ミタル所ニ依レハ露ハ東支鐵道及満鉄沿線ノ赤化宣伝ニ努メ居ル由ノ处鉄道認ム

# 一 日ソ基本条約締結関係 三二三

五二〇

付属地ハ第五条ニ定ムル「領域」ノ内ニ含マレサル  
ヤニ認メラル又不逞鮮人ノ運動ハ充分取締ル必要  
アル處第五条第二項ニ定ムル「政府ナリト称スル  
団体」等ニ関係アルコトヲ立証スルコト困難ナル  
ヘシ右ニ関スル取締ノ方針ヲ腹藏ナク承知シ度シ

広田局長 第五条ノ領域中ニハ鉄道付属地ヲ含マ  
サルモ露モ東支鐵道付属地ヲ有シ居ルニ付第五条  
ノ精神ヨリ相互ニ取締ル外ナシ又不逞鮮人ノ運動  
ハ大体独立運動トシテ第五条第二項ニ依リ取締リ  
得ヘク又単ニ共産運動ヲ為スモノナラハ第一項ニ  
依リ第三「インター・ナショナル」ニ関係アルモノ  
トシテ取締リ得ヘシ

山川局長 第五条第二項ノ運用ハ有松委員御心配  
ノ如ク困難ナルニ付充分注意シテ実行スル所存ナ  
リ

(d) 珍田委員 第二項ノ「政府ナリト称スル」トノ意  
味ハ如何  
広田局長 右ハ極メテ広義ニ解スヘク鮮人独立運  
動ノ如キモ之ニ含マシメ得ヘシ北京交渉中「カラ  
タシ

有松委員 夫レヲ次回ニ承知シタシ

(e) (a) 井上委員 第五条第一項末段ニハ単ニ「行為ヲ為  
サシメサル」トアル處原文ニハ「リフレーン」及  
「リストレーーン」トアリ又財的援助ヲ受クル一切  
ノ団体トノミアリテ個人ニ付規定ナキ處右ハ如何  
広田局長 「リフレーン」ハ第一項中頃ニ「之ヲ  
為サス」ト訳シアリ又財的援助ヲ受クル個人ハ政  
府ノ任務ニ在ル者トシテ大体取締リ得ヘシ

(b) 一木委員長 第五条モ外務大臣列席ノ際ニ留保シ  
タシ

(c) 石黒委員 第五条ニ関スル對内的取締ニ付内務大臣ノ答弁ヲ得ヘシ

(d) 山川局長 貴族院予算討議開始ノ為外務、内務両大臣ノ次回ノ出席ハ或ハ困難ナルヤモ知レス

(e) 一木委員長 次回ヲ十六日（月）午前十時ニ開催シタシ（異議ナシ）

井上委員 次回欠席ヲ許サレタシ

第四回（二月十六日午前十時ヨリ正午ニ至ル）

（一）出席者 前回ニ同シ但シ井上委員欠席シ中村委員出席ス

（二）議事経過

（イ）一木委員長 開会ヲ宣ス大臣出席ノ際ニ留保シタル点ヲ除キ基本条約ニ何等質問アリヤ

（ロ）山川局長 第七条条約実施ノ時期ニ付説明ヲ補足シタキ点アリ今般芳沢公使ヲシテ「在北京代表者ノ一方ヨリ他方ニ対シ批准ノ旨ヲ通知シタルコトヲ以テ

第七条ニ所云他方ノ政府ニ対スル通知トスル旨「カラハン」ニ交渉セシメ同意ヲ得タリ

一 日ソ基本条約締結関係 三二三

ハン」ハ政府云々ト称シタルコトナキ「セメノフ」カ単ニ白党運動ヲ為シ居ルヲ理由トシ第二項

ニ依リ取締ラレタキ旨主張シタル程ナリ

（ハ）有松委員 第六条ニ露ハ日本ニ利權ヲ許与スル趣旨

ヲ定メアル處右ハ何等カ具体的見込アル次第ナリヤ

広田局長 利權ニ就アハ主トシテ陸軍側ニテ之ヲ調査シ其ノ他外務省及農商務省ニモ相当ノ資料アリ外務省ニ於テハ既ニ一応關係當業者ノ調ヘラモ為シアリ

（イ）（ア）一木委員長 議定書（甲）ノ審査ニ移リタシ  
（イ）（イ）山川局長 議定書（甲）ニ付大体ノ説明ヲ為スヘシ

第一条第三項ハ莫斯科ニテハ目下家屋拵底ノ由ニ付露側ヲシテ大使館借入ヲ斡旋セシムル為設ケタルモノトス旧大使館領事館ノ設備等ハ日露双方トモヨク保存サレ居ル由ナリ

第二条露ハ「ゼノア」會議來旧債權ヲ否認シ来レルカ今次ハ債權ト請求權トヲ分チ債權ニ付テハ一方的ニ我方ノ主張ヲ認メシメ（露ノ債權ナルモノナシ）請求權ニ付テハ双方的トセリ我債權ハ政府所有ノ分約二億九千万円、民間所有ノ分約千八百万円ナリ露政府ノ我方ニ付シ有スト主張スル請求權ハ「カラハン」ノ云フ所ニ依レハ例ヘハ占領軍ノ任意ニ森林ヲ払下ケタルニ付スル賠償請求ノ如キモノトス

第三条宇垣陸相先般説明セシ通

第四条ハ露側カ我方ニ於テ露ニ付スル秘密條約ヲ有スルコトヲ疑ヒ特ニ挿入ヲ請求シタル結果成立

# 一 日ソ基本条約締結関係 三二二

五二二

シタルモノトス最初ハ将来ニ対スル約束ヲモ請求シタルカ之ヲ拒絶セリ尚本条ニ関連シ茲ニ配布スルカ如キ交換公文アリ（「ベッサラビア」条約ニ関スル交換公文ヲ配布ス）「ベッサラビア」条約ニハ先年日本ヲ含ム主要列国ト「ルーマニア」トノ間ニ署名セラレタルモノニシテ「ベッサラビア」地域ヲ「ル」国ニ併合スルコトヲ承認シタルモノナリ而シテ其ノ内容ハ主トシテ歐州ニ関スルヲ以テ帝国政府ニ於テハ他ノ欧州署名国全部批准ヲ了スル迄ハ批准ニ要スル手続ヲ執ラサル方針ニテ右ハ余ノ記憶ニ依レハ枢府精査委員会ニテ他ノ問題討議ノ際説明シタルコトアリ今次露側ノ熱心ナル要求モアリ半公信ノ形式ニテ右ノ趣旨ヲ露側ニ声明シタルカ國際約定ニハ非ルニ付茲ニ御参考迄ニ説明スル次第ナリ尚右交換書信ハ我方ニテハ寧ロ公表シタキ意向ナルモ露側ノ懇請ニ依リ秘密トスル了解ト為リ居レリ

(c) 有松委員 旧露国ハ国家トシテハ存続シ居ルヤ又右ニ付日露間ニ何等カ諒解アリヤ

山川局長 日本ハ旧露国存続スルモノト認ム北京會議ニテハ右ニ付別段了解ナキモ債權等我ニ直接關係アル事項ニ付テハ条約中ニ規定ヲ設ケタリ有松委員 議定書（甲）第二条第一項及第二項ハ前政府ノ義務ニ付規定シ第三項ハ現政府ニ付規定シ居ル處請求權ニ付テモ旧政府ニ付規定メシムル要ナキヤ旧露国カ存続シ従テ露カ旧政府ノ負担セシ義務ヲ認ムルコトナラサル以上ハ第三項ニテ右ノ点ヲ明ニスル必要ナカリシヤ山川局長 第三項ハ旧政府ニ付スル請求權ヲモ含ムモノナリ

広田局長 第一項ニ露西亞帝國政府及之ヲ繼承シタル臨時政府ト明記セルハ單ニ我債權ノ種類ヲ明ニシタル迄ナリ  
有松委員 「ベッサラビア」条約署名国如何又今次日露交換公文ニ付英仏「ルーマニア」等ニ何等通知シタルコトアリヤ

山川局長 署名国ハ日、英、仏、伊、「ルーマニア」ノ五国又交換文書ニ付テハ既ニ右等諸国ニ説

明治ナリ

珍田委員 第二条第二項ノ「一切ノ他ノ条件均シキニ於テハ」ノ意味如何

山川局長 右ハ露側ノ要求ニ依リ插入シタルモノニテ我方ニ於テハ「カラハン」ヨリ書面ニテ其ノ解釈ヲ取付ケ置キタルカ右ニ依レハ『該文句ノ意味ハ債務ノ問題カ解決サルルトキニハ第三国トノ間ニ同問題カ解決サレタル一切ノ条件ヲ査覈スト云フニ在リ例ヘハ利子減額、長期ニ亘ル支払猶予、「ソヴィエト」政府ニ対スル「クレディット」其ノ他「ソ」政府ヨリ申出ツル条件又ハ要求ヲ許与スルヲ条件トシテ「ソ」政府ハ一種又ハ其ノ他ノ債務ヲ承認スト為スカ如シ』トアリ

有松委員 「ベッサラビア」条約批准国如何

山川局長 「ルーマニア」、英、仏ノ三国批准シ伊ハ未批准ナリ  
有松委員 英仏ニ於テ右批准ニ重キヲ置ク結果今次帝国政府ノ態度ニ依リ何等紛糾ヲ生スルコトナリキヤ

(a) 一木委員長 議定書（乙）ニ移リタシ  
(b) 山川局長 大体ノ説明ヲスレハ議定書（乙）ハ久シキ經緯ヲ有スル利權問題ノ大綱ヲ定メタルモノ

## 一 日ソ基本条約締結関係 三二二

五四

ニテ尼港事件トハ表面何等ノ関係ナキモ我方ニ於テ尼港事件ニ付賠償ヲ請求セルニ対シ露國側ハ賠償トシテハ利權ヲ与フルヲ得サルモ右ノ名義ヲ付セサル限りハ日本ニ一定ノ利權ヲ与フルコトニ異議ナシトシ而シテ其ノ内容ニ付テハ露ハ規定ヲ成ルヘク簡短ニシ細目ハ當業者トノ利權契約ニ依リ定メムコトヲ主張シタルカ結局現在ノ規定ノ形式ニ讓歩セリ尚露側ニテハ詳細ノ規定ヲ為ス為ニハ現在ニ於ケル日本側利權經營ノ実情ヲ承知シ度キ旨述ヘタルヲ以テ付属覚書ヲ交付セリ第一号ニ幕

盤目方形ニ区分スルノ方法ハ公平ヲ期セムカ為ニシテ「コーカサス」地方ニテハ現ニ實行シ居ルモノナル由ナリ第二号ノ趣意ハ利權契約締結後一年内ニ選定セラルヘキ一千平方「ヴェルスト」ノ地積ニ亘リ油田調査試掘ノ権利ヲ与フト云フニ在リテ又利權契約ハ「ザガレン」占領軍撤退後五月内ニ締結セラルヘキモノナルニ依リ右調査ノ期間約一年半トナルヘク以テ充分ナル見込ナリ第三号ニ定ムル「ドゥーエ」ハ石炭產地中最好望ナルモノシ居ル由ナリ

ニテ露側封鎖地域ナルヲ以テ当初利權許与ヲ拒絶シタルカ結局讓歩セリ第四号利權期間四十年乃至五十年ハ露カ從来与ヘタルモノ中比較的長期ノモナル由第六号ニ依リ或場合ニハ利權經營上必要ナル港ノ經營、鐵道敷設等モ可能ト為ルヘシ第七号ニ報償ノ外少額ノ課税制限ヲ認メタルハ露側ニテ印紙税等ヲ徵収スルコト為リ居ルカ為ナリ古市委員 噴ニ依レハ権太ノ油田ナルモノモ大ナル価値ナキ趣ナルカ其ノ真相如何又自噴油井ナルモノアリヤ

広田局長 石油ノ總額ハ約五千万石日本ニ於テ其ノ半額ヲ取得スルモノトシテ二千五百万石ヲ得ヘク之ヲ四十年間ニ配分スレハ年十万噸ニシテ我現在石油產額ノ三分ノ一二相当ストノ海軍側ノ調査ナリ自噴油井ナシ

古市委員 市松形ニ配分スル場合ニ日本側ニ無油ノ地点ノミ割当テラルコトナキヤ

広田局長 議定書(乙)第一号ニ日本人ノ現ニ作業中ナル一切ノ坑井ヲ包含スヘキモノトスト在リ

古市委員 一千平方「ヴェルスト」ハ相當廣大ナル地域ナルカ一年内ニ調査シ得ルヤ

広田局長 海軍側ノ調査ニテハ右可能ノ由ナリ山川局長 右一年ハ利權契約締結ノ時ヨリ起算スルモノナルニ付結局占領軍撤退ノ日ヨリ約一年半ノ余裕アリ且海軍側ニ於テハ既ニ大体ノ調査ヲ為シ居ル由ナリ

利權ヲ取得シ得ル次第ナリヤ

山川局長 我方ノ調査ニ依レハ「シ」以外ニハ利權ヲ取得シタルモノナク「シ」ノ利權モ消滅シタルヲ以テ現在何等利權享有者ナシ将来ニ於テハ利權人ニ於テ利權ヲ取得スルコト理論上ナシトセス古市委員 第三号ニ特定ノ地積トアルハ如何

広田局長 契約ニ依リ新ニ定ムルノ意ナリ

古市委員 地図(海軍省作製ノ図ヲ指ス)ニ記載シアルハ現在經營中ノモノナリヤ又其以外ノモノモ取得シ得ル次第ナリヤ

広田局長 右ハ現在經營中ノモノニシテ占領軍ヨリ権利ヲ与ヘタルモノモアリ又右以外ノモノモ勿論請求シ取得シ得ヘシ

古市委員 基本條約第六条ノ規定ニ依リ日本人ハ露国内何レニテモ利權ヲ取得シ得ル次第ナリヤ又露ハ該条ノ如キ概括的ノ約束ヲ他国ニ与ヘタル例アリヤ

山川局長 軍ニテ権太入國ヲ拒絶シタルノミナラス調査員派遣ハ露側ニ於テ「シ」ノ利權ヲ取消シタル以前ノコトナリ

珍田委員 外国人ノ利權ニ提供スルコトアル場合ニハ日本人モ均霑ストアル処将来「シ」会社等モ

## 一 日ソ基本条約締結關係 三二二

五六六

外國當業者ニ対シ具体的ニ利權ヲ与ヘタル實例ハ  
アリ

有松委員 第六条ハ何等特殊ノ恩恵ニハ非シテ  
単ニ露ノ一般方針ヲ記載シタルノミニ非スヤ

山川局長 然レトモ第六条ナキニ於テハ露ハ日本  
人ニ対シテ利權ヲ与ヘサルコトヲ得ヘク日本ハ之  
ニ抗議ヲ為シ得サルヘシ

古市委員 東京會議ニ於テハ「バイカル」以東ノ  
利權ヲ与フルコトニ付交渉シタル由ノ處右モ亦第

六条同様概括的ノモノナリヤ

山川局長 然リ今回ノ方範囲広ク為レリ

古市委員 議定書(乙)ニハ森林ノ利權ニ付規定  
ナキハ如何

山川局長 北樺太森林利權ハ基本條約第六条ニ依  
ル

古市委員 西「サガレン」炭田ノ調査アリヤ

広田局長 全額九億噸良好ナルモノ五億噸「ドウ  
エフ」ノ利權ナルモノハ露政府ニ於テ認メサル由  
ナリ露ハ鉱山ヲ國營トシ内外人ノ權利ヲ總テ取消  
シタル由ナルカ「ス」ノ權利ニシテ無効ナラスト  
セハ露側ハ議定書(乙)ノ如ク日本ニ利權ヲ与フ  
ルコトヲ約シ得サル理ナリ

古市委員 西「サガレン」炭田ノ調査アリヤ

広田局長 全額九億噸良好ナルモノ五億噸「ドウ  
エフ」炭坑約一億噸ナル由

古市委員 右利權經營ハ政府ニ於テ行フヤ或ハ民

### 第五回(二月十七日火午後一時半ヨリ五時ニ至ル)

(一)出席者 前回ニ同シ但シ海軍省軍需局西義克大佐出席、又井上委員出席、村上書記官欠席、幣原外相若槻内相中途ヨリ出席

#### (二)議事経過

① 木委員長 開会ヲ宣シ海軍當局ノ説明ヲ乞フ

② 西大佐 現ニ經營中ノ油井數三十一出油井トアルハ  
相当価値アルモノニ限り無油トアルモ全然石油氣ナ  
シトノ意ニハ非ス深キハ五百間ニ達スルモノアリ

「ストヴォ」「カタングリ」ノ如シ

(此ノ時若槻内相出席シタルニ付海軍側ノ説明ヲ中  
止シ内相ニ対スル質問ニ移ル)

③ 石黒委員 基本條約第五条ニ関シ(1)同条ノミニテ取  
締充分ナリト認メラルルヤ(2)若シ條約ノ有無ニ拘ラ  
ス別段ノ取締ヲ為ス必要アリト認メラルルニ於テハ  
如何ナル程度ニ取締ラルル意向ナリヤ例へハ赤化宣  
伝ハ如何ニシテ之ヲ防ク力学校ニ於ケル危険思想取  
締ハ如何日本共產黨ナルモノアル由ナルカ條約實施  
後之ヲ如何ニ取扱フヤ露ハ日本ニ対スル好意ヲ示サ

問ニ於テ為サシムルヤ

山川局長 従來北辰会及三菱ニ於テ海軍ノ為經營  
シ居リタルカ今後ノ經營ニ付テハ尙研究中ナリ但  
シ石油ハ海軍ニトリ重大ナル意義ヲ有ス

有松委員 余ハ北辰会ト「スタヘエフ」トノ契約  
写ヲ有スル處三菱ト「ス」トノ契約ヲ入手シタル  
廣田局長 承知セリ

山川局長 必要アラハ海軍當局ヲシテ説明セシム  
ヘシ

有松委員 次回ニ海軍側ノ説明ヲ聽キタシ

広田局長 「カラハン」ノ説明ニ依レハ「スタヘ  
エフ」ノ利權ナルモノハ露政府ニ於テ認メサル由  
ナリ露ハ鉱山ヲ國營トシ内外人ノ權利ヲ總テ取消  
シタル由ナルカ「ス」ノ權利ニシテ無効ナラスト  
セハ露側ハ議定書(乙)ノ如ク日本ニ利權ヲ与フ  
ルコトヲ約シ得サル理ナリ

木委員長 次回ニハ海軍當局ノ説明ヲ求メタシ

尚次回ハ明十七日午後一時半ヨリ開催シ度シ

ムカ為浦潮方面ノ不逞鮮人ヲ追放シタル由ノ處右ハ  
八百長のノモノトモ認メラレサルニ非ルカ此等鮮人  
帰國ノ場合之ヲ如何ニ取締ルカ  
若槻内相 条約ニテ取締得ルモノ以外ノモノニ付テ  
ハ対内的ニ取締ル必要アル次第ナルカ政府ハ條約ノ  
有無ニ拘ラス一般的ニ嚴重ナル取締ノ必要ヲ認ム之  
カ為法律ヲ制定スルコトシ目下議會提出ノ準備中  
ナルカ其ノ内容ヲ茲ニ内密ニ漏示スルニ於テハ石黒  
委員質問ニ対スル回答ト為ルヘシ(トテ治安維持法  
案ヲ朗読ス)同法ノ趣旨ハ國体政体ノ変革、私有財  
産制度ノ否認ヲ目的トシ結社ヲ組織シ又ハ之ニ加入  
シタル者、右目的ノ為協議シタル者、右目的ノ為実  
行ヲ煽動シタル者、右目的ヲ以テ騷擾暴行等ヲ煽動  
シタル者、以上目的ノ為金品等ヲ供与シ又ハ其ノ約  
束ヲ為シタル者及供与ヲ受ケタル者ヲ夫々嚴重ニ処  
罰シ且此等犯罪ヲ同法律施行区域外ニ於テ犯シタル  
者ニモ適用スト云フニ在リテ尚同法實施ト共ニ大正  
十二年勅令第四百三号ヲ廢止スルコトセリ要スル

## 一 日ソ基本条約締結関係 三二二

五二八

サリシ無政府主義及共産主義ヲ嚴重ニ取締ラムトスルモノナリ学生々徒ニ対スル危険思想宣伝ハ危險思想ノ卵ヲ作ルモノナルニ付最注意スヘキ所ナルカ右宣伝ニシテ共産主義等ノ形ヲ備フルニ於テハ本法ニ依リ取締リ得ヘシ

石黒委員 無政府党員ノ数ハ調査シタルカ

若槐内相 要視察人トシテ大体調査シタルモノアリ

此等ニ対シテハ充分取締ヲ加ヘ居ルモ現行法令ニテハ罰輕キニ過キ取締ノ目的ヲ達セサルコト多シ尚要

視察人ノ数ヲ茲ニテ申上クルコトハ困難ナリ

石黒委員 治安維持法議会ヲ通過セサル場合ハ如何

若槐内相 政府ハ通過ノ見込アリト確信シ居ルモ万

一通過セサル場合ニハ現行法ニ依リ取締ル外ナシ

石黒委員 露ヨリ追放セラレタル鮮人カ帰國後共產運動ヲ為ササル場合ニモ取締ル意向ナキヤ

若槐内相 危険アラハ取締ルヘシ

石黒委員 「シベリア」出兵軍ノ帰還兵中地方ニ於

テ小作争議ノ指導者ト為リタル例ヲ耳ニシタル処此等ニ対スル取締ノ必要ナキヤ

若槐内相 其ノ必要アラハ固ヨリ注意スヘシ

平沼委員 条約実施ノ結果日露間ノ交通自由ト為ラ

ハ從来ヨリモ一層嚴重取締ノ必要アリト認メラル

若槐内相 目下露人ノ取締振ヲ各国ノ例ヲモ参酌研

究中ナルカ法律以外實際上ノ取締ヲ一層巧妙ナラシ

ムル点ニ付テモ考究ヲ加ヘ居レリ

平沼委員 経費節減ノ際ナルヘキモ此等ノ点ニ付テハ特ニ御注意アリタシ尚学校教師ニシテ危険思想ヲ抱ク者少カラサルヤニ承知スル處其ノ取締方針如何

若槐内相 余モ学校取締ノ必要ヲ認メ最近政府ニ於

テハ学校ニ於ケル思想問題研究会等ヲ禁止シ又軍事教育反対ノ「デモンストレーション」ヲモ禁止セリ

尚平沼委員ノ御注意ニ付テハ文部大臣ニモ御伝ヘス

ヘシ

平沼委員 右傾团体等カ露大使館及露人ニ暴力ヲ加

フルコトナキヤ

若槐内相 暴力団体ノ起原ハ明カナラサルモ最近ニ

於テハ国粹会カ其ノ源ト為リタリトノ説モアリ余ハ

此等右傾团体ニ対シテモ充分ニ法令ヲ適用スヘキ旨訓示シ居レリ例ヘハ本日松平大使出発ニ付テモ特ニ注意ヲ加ヘタリ尚右傾团体ニ対スル取締ハ兎角充分ナラサル憾アルニ付一層注意スヘシ

平沼委員 微兵納税兩制度ノ否認ハ大審院判例ニ依

リ從來朝憲紊亂トシテ处罚シ居リタルカ右ハ今次治

安維持法ニ依リ取締リ得ルヤ

若槐内相 此等ハ治安維持法ノ目的ニ非ス同法ハ最重要ナル国体政体、私有財産制度ノ否認等ヲ規定シタルモノニシテ右ハ兎ニ角迅速ニ同法ヲ実施シ得ム力為細事ハ将来ニ譲リタル次第ナリ而シテ右重要ノ点以外ハ現行刑法、治安警察法、新聞紙法等ニテ取締ル意向ナリ

有松委員 今承レル方針ニテ充分取締ラレムコトヲ望ム尚今次予算ニハ必要ナル警察特別機関ノ拡張及須要ノ地ニ更ニ多数ノ内務省官吏ヲ派遣スルコト等計上シアリヤ又治安維持法実施セラルルモ自然的ニ人心ヲ悪化セシムル根本原因例ヘハ風俗、教育、道徳、社会秩序等ヲ頽廢セシムル原因ト為ル事項ハ之

変更シ難シ

五二九



## 一 日ソ基本条約締結関係 三二二

五三二

一方議定書（甲）第二条第三項ニハ單ニ他方ノ政府トアリテ前政府ニ対スル請求権ヲ含ムコト明白ナラサルニ付露側ニテ前政府ニ対スル請求ハ第三項ニ該当セスト主張スル恐ナキヤ

幣原大臣 日本ハ旧時代ニ発生シタル損害賠償其ノ他ノ請求権ハ現在露ヲ代表スル「ソヴィエト」政府ニ請求スルコト当然ニシテ右ハ第三項ニ包含セラルモノトス但シ實際上前政府時代ニ原因発生シタル請求権ハ多額ナラス

広田局長 第三項ニ入ルヘキ主要ナルモノハ露国大使支払証明書約三千万円ニテ右ハ武器代金未払ノ分ニシテ露政府公債ノ形式トナラサリシモノヲ露大使及武官カ支払証明書トシテ署名シタルモノナリ右金額ハ北京交渉中「カラハン」ニ請求シタルニ「カ」ニ於テモ全々之ニ反対シタルコトナシ只右ニ対シ露側ニモ多額ノ反対請求アル旨ヲ主張シタルノミ

有松委員 尼港事件ニ付テハ北「カラフト」ノ利權ヲ提供セシメ且公文ヲ以テ遺憾ノ意ヲ表セシメタルカ該事件ニ依リ実体的ニ損害ヲ受ケタル個人会社死

サルコトニ付了解アル次第ナルヤ

幣原大臣 何等了解ナシ但日本ハ「サガレン」利權ヲ以テ該事件賠償ト解シ居ル次第ナリ

有松委員 尼港事件ヲ陳謝ノ公文ノミヲ以テ解決シタル次第ナリヤ

幣原大臣 国家間ニ於テハ解決シタルモノトス但私人ノ損害ニ付テハ第二条第三項ニ依リ賠償ヲ請求スルコトヲ得ヘシ

井上委員 第二条第三項ハ露ノ請求権ヲ認メタルカ如キ形式トナリ居ル処如何

幣原大臣 請求権ヲ認メタルニハ非ス請求権ニ関スル問題即チ其ノ存否ニ関スル問題ヲモ将来ノ商議ニ留保シタルモノトス

（イ）一木委員長 精査未了ノ点ニ付テモ特ニ外務大臣ノ説明ヲ必要トセラルモノアラハ質問サレタシ

井上委員 議定書（甲）第四条ニ關シ若シ露力将来日本ニ対スル秘密同盟等ヲ結フ場合ニハ如何

幣原大臣 「カラハン」ハ交渉ノ際此ノ如キ将来ノ約束ヲモ禁止スルノ規定ヲ設ケンコトヲ要求シタル

一 日ソ基本条約締結関係 三二三

者等ノ損害ハ如何ニスルヤ

幣原大臣 尼港事件被害者ニ対シテハ既ニ百五十万円ノ救恤金ヲ支出セリ又第二条第三項ニ依リ被害者ヨリ尼港事件損害賠償ヲ請求スルコト勿論可能ナル

モ之ハ前述露大使支払証明書三千万円ト同様露ニ対シ請求セサルヲ可トスヘシ然ラサレハ露ハ莫大ノ反対請求ヲ為スヘク解決ノ見込ナカルヘシ且露ハ日本ニテ募集シタル公債中現金五千九百万円ヲ正金銀行ニ預金シ居リタルカ「ソヴィエト」政府ハ該預金ニ

氣付サル次第ナルヤ今日迄何等申出タルコトナシ政府ハ之ヲ以テ恰モ前記請求額ニ充当シ得ヘシ右ハ極メテ内密ノ御話ナルニ付御含アリタシ

珍田委員 露カ右預金ヲ要求セサルハ其ノ結果前政府ノ債権債務ヲ承認スルコトトナルヲ恐ルルカ為ニアラスヤ

幣原大臣 其ノ辺明白ナラサルモ兎ニ角要求シ來ラス

有松委員 露カ尼港事件ニ付陳謝ノ意ヲ表スルコトニ決シタル際該事件ニ付両国共何等他ニ請求ヲ為サ

珍田委員 露カ右預金ヲ要求セサルハ其ノ結果前政

府ノ債権債務ヲ承認スルコトトナルヲ恐ルルカ為ニアラスヤ

幣原大臣 其ノ辺明白ナラサルモ兎ニ角要求シ來ラス

（イ）一木委員長 声明書ニ付何等質問アリヤ  
二上書記官長 議定書（乙）三ニ「前二項」トアル  
点ニ付條約局長ノ説明ヲ乞フ

山川局長 前二項トアルハ三ノ中ノ第一文及第二文ヲ指ス最初此等ハ三項ト為リ居タルカ北京ニテ急ニ

条約調印ノ運トナリ条約文ノ複写ヲ急キシ為譲写シタルモノトス

幣原大臣 但シ意味ノ上ニテ誤解ヲ来ス恐ナシ

（イ）一木委員長 次ニ交換公文ノ審査ニ移リタシ

山川局長 本公司ハ議定書（乙）ニ定メタル利權中現ニ日本ニ於テ作業中ナルモノヲ利權契約成立迄如何ニ处置スルヤヲ定メタルモノナリ

有松委員 交換公文中一二労働者専門家ノ數ハ厳ニ現状ヲ維持スヘキ旨掲ケアル処議定書（乙）ニ依リ相当広キ範囲ノ事件調査ヲ一年半内ニ為ス必要アル

ニ鑑ミ専門家等ノ數ヲ増加スル要ナキヤ但之ハ追ツ

## 一、日ソ基本条約締結関係 三二三

五三四

テ海軍側ノ説明ニ譲ルヘシ唯實際採掘シタル產物ハ  
如何トナルヤ

山川局長 覚書中ノ右専門家等ノ數ハ現ニ作業中ノ

坑区ニ闇スルモノナリ将来一年半内ニテ行フヘキ調  
査ハ此ノ数ノ外ナリト解ス今現ニ採掘シタル產物ノ

処分ハ将来利權契約締結ノ際決定スヘシ  
広田局長 現在既ニ相当ノ採掘額堆積シ居ル處右ハ  
最近亞港ニ於テ行ハルヘキ行政引渡ノ交渉ノ際解決  
スル意向ナリ又冬期ハ採掘額僅少ナリ

有松委員 四号ノ無線電信ニ闇スル規定ノ意義如何  
広田局長 日本ニテハ成ルヘク無線電信ノ実權ヲ保  
持シタキ意向ニテ例ヘハ無償ニテ引渡ス代リニ我方  
ノ使用ヲ認メシムル等適當ノ解決ヲ講スヘシ唯露ノ  
法律ハ外国人ノ無電運用ヲ形式上ハ禁止シ居レリ

(i) 一木委員長 本日ハ之ニテ討議ヲ終了シ明十八日午  
前十一時ヨリ審議ヲ続行シ度シ

(ii) 一木委員長 本日ハ之ニテ討議ヲ終了シ明十八日午  
前十一時ヨリ審議ヲ続行シ度シ

第六回（二月十八日水午前十一時ヨリ午後一時三至ル）

〔出席者 前回ニ同シ但村上書記官、杉田參事官欠席、

海軍省平塚軍需局長（保中将）及西海軍大佐出席、幣  
原外相若槻内相出席セス

### 〔〕議事経過

(i) 一木委員長 開会ヲ宣シ利權ニ闇スル海軍當局ノ説

明ヲ乞フ

〔口〕平塚局長 油田ハ八ヶ所ニ於テ之ヲ經營シ南北約六

十里ノ間ニ散在ス其ノ最北ニ在ルハ「オハ」ナルカ

同地ハ露政府禁止地域ニ屬スルモ結局我ニ提供スル

コトトナレリ右八ヶ所以外石油露外面ニ非サル場所  
中ニモ見込アルモノアリ労働者中優秀ナルハ日本人

ナルモ其ノ他露人及鮮人ヲモ使用ス「オハ」其ノ他ニ  
ハ無線電信設置セラレ宗谷、石狩等ノ各地ト通信シ

居レリ貯油「タンク」鋼製五千噸入三個、土製千噸

入二個アリ油質良好ナリ油量ハ「オハ」ニ付テノ調

査ヨリ推定スルニ全體ニテ約五千万石ニ達スヘク日

本カ其ノ半ヲ取得スルモノトシテ二千五百万石（四

百万噸）ト為リ即チ年十万噸宛四十ヶ年間採掘シ得

「ヴェルスト」ノ油田利權ニ付テハ既ニ大体見付付

キ居レリ故ニ右期間ニテ充分ナルモノトス石炭ニ付

テハ「ドウーエ」ハ露政府禁止区域ナルモ結局我ニ

与フルコトト為レリ其ノ炭質良好、且海岸ニ近ク運

搬ニ便利ナリ同地ハ主トシテ三菱經營シ居レリ北樺

太ノ炭量約九億噸其ノ内良質ノモノ約五億噸ナリ北

樺太利權ノ開発ニ付テハ大正五年大隈侯關係ノ人力

其ノ石油ニ着目シ調査セシムル所アリ其ノ斡旋ニテ

同七年久原ト「スタヘエフ」ト相合弁シテ事業ニ着手

シタルヲ以テ最初トス大正八年ニハ北辰会久原ノ

後ヲ引受ケタリ尚其ノ經營方法ハ「ス」側ハ採掘權

ヲ提供シ實際經營ニ必要ナル資金ハ日本側ヨリ支出

シタリ然ルニ大正九年尼港事件ノ際「パルチザン」

ノ襲撃ヲ受ケ從業員ハ逃帰ルノ已ムナキニ至リ且事

業ニ多大ノ損害ヲ受ケ政府ノ援助ナキニ於テハ經營

困難ノ状態ト為レリ九年七月我軍北樺太ヲ占領スル  
ヤ石油採掘ハ海軍ヨリ北辰会ニ請負ハスコトトシ同

会ハ「ス」ト共同經營ニ當リタルカ其ノ後益々有望

ナルコトヲ發見セリ石炭ニ付テハ海軍ハ關係ナク同

領軍司令部ニテ之カ採掘ニ當リ三菱ヲシテ經營セシ

一 日ソ基本條約締結関係 三二二

五三五

有松委員 北辰会ノ經費ハ臨時軍事費ヨリ支出セラ

レタリヤ

シタルカ其後北樺太企業組合之ヲ引受ケ北樺太企業

組合ト「スタヘエフ」トノ合同事業ト為リ居リ占領

軍司令官ハ占領期間中採掘ヲ許可シタリ勞農政府ハ

鉱山ヲ国有ニシテ「ス」ノ權利モ消滅シタル形式

ト為リタルカ軍ハ占領中其ノ權利ヲ認メタリ又海軍

ハ北辰会ニ事業実行ヲ委託シタルモノニシテ同会カ

「ス」ト如何ナル契約ヲ為セヤニ付テハ關セス尚

政府ハ閣議ノ決定ニ依リ目下ノ所ニテハ全然新ナル

北樺太經營會社ヲ作り北辰会、「サガレン」企業組

合其ノ他現存小企業ハ之ヲ解散シ其ノ清算ハ右新會

社ヲシテ之ニ當ラシムル意向ナリ又解散セラル各

会社ト露側トノ關係ハ夫々各会社ヲシテ之ヲ始末セ

シマルモノトス次ニ右企業ニ闇スル費用ヲ政府ハ軍

事占領費ヨリ支出シタルカ其ノ後始末ニ付テハ目下

研究中ナリ試掘等多額ノ資金ヲ要スルモノハ民間ノ

ミニ委スルニ於テハ充分ノ効果ヲ期シ難キニ付右ノ

如ク政府ヨリ出金ヲ要シタル次第ナリ

## 一 日ソ基本条約締結関係 三二二

五六六

平塚局長 政府ノ出金ト北辰会ノ出金トハ各別々ニ  
為サレタリ

有松委員 両者ノ関係如何

西大佐 軍事占領前ニハ北辰会単独ニ「ス」ト共同  
經營ニ当リタルカ其ノ後「パルチザン」ニ荒サレ經  
營困難ト為リシ為占領後政府ノ企業トシ唯事業ノ經  
營ヲ北辰会ニ委託シタルモノナリ即チ鉱区中ニハ北  
辰会及「ス」ノ分ト海軍ノ分トアリ占領前露ノ官有  
鉱区ナリシモノハ占領ニ依リ日本政府ノ手ニ収メ經  
營スルコトシタル次第ナリ

有松委員 石炭ニ付テハ如何

西大佐 「ドゥーエ」炭坑ハ露政府ノモノナリシヲ  
以テ占領後我政府ノ手ニ収メ軍ハ三菱ヲシテ事業ノ  
經營ニ当ラシメタリ「ロガトウイ」鉱山ハ「スタヘ  
エフ」ノ鉱区ニシテ三菱ト合弁シテ經營ス「オハ」  
油田モ「ドゥーエ」同様露政府ノモノナリシヲ以テ  
占領後我政府ノ經營ニ帰シタルナリ

有松委員 石炭採掘ニ付テモ軍事費ヨリ支出シタリ  
ヤ

西大佐 政府ハ出金セス採炭ヲ売却シ三菱ニハ其ノ  
内ヨリ手数料ヲ支払ヒタリ

有松委員 今後ノ方針如何

平塚局長 条約ノ規定ニ従ヒ利権者ヲ定メ之ヲシテ  
經營ニ当ラシムヘシ特殊会社トスヘキヤ一般民間ノ  
事業トスヘキヤニ付テハ目下研究中ナリ

有松委員 北辰会等ハ解散サルルヤ

平塚局長 目下ノ所ハ之ヲ解散シ新会社ヲシテ後始  
末ヲ為サシムル意向ナリ

有松委員 「スタヘエフ」ノ権利ハ軍司令官ノ命令  
ヲ以テ消滅セシメ得ルヤ

平塚局長 「ス」ノ権利ハ前政府時代以来ノモノニ  
シテ今後如何ニ為ルヤ判明セス又軍ハ「ス」ニ覚書  
ヲ送リ占領中ニ限り其ノ前政府以來有シタル鉱区ノ  
権利ヲ引続キ認ムルコトトセリ今後右「ス」ノ権利  
ノ後始末ニ付テハ北辰会三菱等關係者ヲシテ之ニ當  
ラシムヘシ「ドゥーエ」及「オハ」ニ付テハ「ス」  
ハ何等ノ権利ヲ有セス

有松委員 「ス」ノ権利ハ何時ヨリ消滅シタルカ

山川局長 油田ハ「オハ」最好シ「オハ」ニ付テハ

「スタヘエフ」ハ何等権利ナク海軍側カ之ヲ直営シ  
事業ヲ北辰会ニ請負ハセ居レリ石炭ニ付テハ「ドゥ  
ーエ」最好シ同地モ亦「ス」ト何等關係ナシ軍ニ於  
テハ露人ノ権利中明ナルモノハ占領中ニ限リ之ヲ認  
ムルコトトセリ而シテ北樺太ニ於テハ私人ノ鉱山ニ  
関スル権利ハ「ケレンスキ」政府ノ時迄ハ明了ナル  
モ爾後ハ幾多ノ政権カ起伏シタル為信頼スルヲ得サ  
ルニ至リタルヲ以テ軍ニ於テハ占領中ハ右露人ノ権  
利中從前存在シタルコト明ナルモノ即チ「ケレンス  
キー」政府時代迄ノモノハ明カナル証拠アル分ハ之  
ヲ認メ其ノ以後ノ分ハ大体之ヲ認メス必要ニ依リ軍  
ニ於テ許可スルコトシ唯其ノ事業經營ヲ北辰会、  
三菱等ニ請負ハシタルモノト石油ハ海軍ニ於テ  
最必要トスル所ナリ「ス」ノ石油ニ関スル権利ハ多  
少曖昧ナル所アリシモ露人ト連合シテ經營ニ当ラシ  
メタル方便宜ト認メタルナリ蓋シ若シ占領終了後  
「ソヴィエト」政府ニ於テ我ニ絶対利權ヲ与ヘサル  
コトト為ルカ如キ場合ニハ該露人ノ名義ニ依リ事實

西大佐 政府ハ出金セス採炭ヲ売却シ三菱ニハ其ノ  
内ヨリ手数料ヲ支払ヒタリ  
有松委員 今後ノ方針如何  
平塚局長 条約ノ規定ニ従ヒ利権者ヲ定メ之ヲシテ  
經營ニ当ラシムヘシ特殊会社トスヘキヤ一般民間ノ  
事業トスヘキヤニ付テハ目下研究中ナリ  
有松委員 北辰会等ハ解散サルルヤ  
平塚局長 目下ノ所ハ之ヲ解散シ新会社ヲシテ後始  
末ヲ為サシムル意向ナリ  
有松委員 「スタヘエフ」ノ権利ハ軍司令官ノ命令  
ヲ以テ消滅セシメ得ルヤ  
平塚局長 「ス」ノ権利ハ前政府時代以来ノモノニ  
シテ今後如何ニ為ルヤ判明セス又軍ハ「ス」ニ覚書  
ヲ送リ占領中ニ限り其ノ前政府以來有シタル鉱区ノ  
権利ヲ引続キ認ムルコトトセリ今後右「ス」ノ権利  
ノ後始末ニ付テハ北辰会三菱等關係者ヲシテ之ニ當  
ラシムヘシ「ドゥーエ」及「オハ」ニ付テハ「ス」  
ハ何等ノ権利ヲ有セス  
有松委員 「ス」ノ権利ハ何時ヨリ消滅シタルカ

一 日ソ基本条約締結関係 三二三

## 一、日ソ基本条約締結關係 三二二

五三八

ス必要ハ法理上ナカルヘキヤニモ認メラルモ實際ハ多少ノ涙金ヲ与フルコトト為ルカ如シ但シ此等ハ全然當業者ニ一任スル次第ナリ以上石油ニ付テ述ヘタル所ハ石炭ニ付テモ全然同様ノ關係ト為ルヘシ有松委員 日本ハ「ス」ノ権利ヲ仮ニ認メタル次第ナレハ今次全然之ヲ無視スルコトハ多少無理ナラズヤ即チ「ス」ハ巨額ノ賠償ヲ請求スルカ如キコトナキヤ山川局長 「ス」ノ権利ヲ認メシハ單ニ占領中ニ限ル而シテ露ヨリ見レハ「ス」ノ権利ナルモノハ革命ノ時ヨリ消滅シタルモノニシテ又今次条約ニ依リ之ヲ日本ニ与ヘタル次第ナレハ法理上「ス」ハ本来存 在セサル権利ヲ占領期間タケ日本ノ好意ニ依リ認メラレ且之ヲ合弁事業ノ出資トシテ提供シ利益ヲ得タル次第ナルニ付今次条約締結ノ結果新ナル事態生シ「ス」ノ権利カ無ニ帰スルモ我ニ於テ何等關係ナカルヘシ但シ事實上涙金ヲ當業者ヨリ与フルハ別ナリ有松委員 条約ニ依レハ政府ニ於テ當業者ヲ指定スルコトト為リ居ル処現在ノ企業經營者ニシテ其ノ際指定セラレサルモノニ賠償等ヲ為スノ要ナキヤ

平塚局長 「ス」ハ從來鉱区ノ権利ヲ提供シタルノミニテ事實上金ヲ出シタル次第ニハ非ス  
広田局長 御質問ノ現在企業者ニ對シテハ政府ハ條約ニ依リ此等ヲ指定スルノ義務ハナキモ右等ノ企業者ハ新会社組織ノ際ニ之ニ加ハラシム等ノ手段ニ依リ可然其ノ後始末ヲ為ス考ナリ  
(ハ)一木委員長 次ニ付屬公文ノ審査ニ移リタシ（何等質問ナシ）

(二)有松委員 漁業ニ關スル説明書トシテ配布ヲ受ケタル調書ノ第五号ニ「軍ノ許可シタル権利ニシテ日露条約所定以外ノモノニ付テハ行政引繼ニ際シ為シ得レハ軍ニ於テ之ヲ確保スルニ努ム」トアリ又其ノ第一号ニハ許可シタル漁区中大正十五年迄又十六年迄等ノ期限ヲ付シタルモノアル旨記載セラレ居ル處其ノ間何等無理ナキヤ  
広田局長 漁区ニ付将来迄モ許可シタルハ右第一号ノ二項ニ在ル如ク毎年許可ヲ出願セシメ其ノ都度許可スルモノナレハ何等無理ナシ又若シ行政引繼ニ際シ露ニ於テ漁区貸下ヲ承知セサル場合ニハ政府ハ之

ヲ一般漁業問題トシテ例へハ近ク行ハルヘキ漁区競争入札ノ場合ニ參加セシムル等一般交渉問題ト為ス

ヘシ但シ北樺太ノ漁業ハ見込余リ大ナラサル由ナリ  
木委員長 署名議定書及覚書ノ審議ニ移リタン  
(何等質問ナシ)然ラハ全般ニ付当局ニ何等質問アリヤ

井上委員 尼港事件ニ付テハ陳謝ノ公文ヲ取付ケ又被害者ニ救恤金ヲ与ヘタル由説明アリタルカ犯人处罚ニ付テハ何等交渉シタルコトアリヤ  
山川局長 「バルチザン」ノ首領ハ當時「ソヴィエト」政府ニ於テ之ヲ逮捕シ死刑ニ処シタリ  
井上委員 右ハ日本政府ニ於テ之ヲ発表シタリヤ  
山川局長 露政府ノ発表シタルモノヲ日本新聞中報道シタルモノアリシカ政府トシテハ何等公表セス  
(ハ)一木委員長 之ヲ以テ政府側ニ対スル質問ヲ終了シタルモノトス

(別添)

日本国及「ソヴィエト」社会主義共和国連邦間ノ関係ヲ律スル基本的法則ニ関スル條約御批准ノ件審査報告

〔大正十四年二月二十五日午前十時ヨリ十一時半ニ至ル

一一 日ソ基本条約締結關係 三二二

五三九

## 一一 日ソ基本条約締結關係 三二二

五四〇

今回御諮詢ノ日本国及「ソヴィエト」社会主義共和国連邦間ノ関係ヲ律スル基本的法則ニ関スル条約御批准ノ件ニ付本官等審査委員タルコトヲ命セラレ本月十二日以来数次会同シテ國務大臣及當局諸官ノ説明ヲ聽キ以テ之カ查覈ヲ遂ケタリ

曩ニ露国国内ニ政治上ノ革命アリシヨリ以来日露両国間ノ關係ハ國交断絶ノ状態ニ在ルモノナルカ列国モ同シク一旦露国ト國交ヲ断絶シタルモ既ニ之ヲ開始セルモノアリ殊ニ

帝国ハ同国ニ対シテ最モ密接ナル利害關係ヲ有スルニ鑑ミ適切ナル協定ノ下ニ両国間ノ國交ヲ回復スルコトハ固ヨリ妥当ノ措置ナルカ故ニ大正十年大連ニ於テ、同十一年長春ニ於テ、同十二年東京ニ於テ両国代表者ノ会商ヲ行ハシメタルモ其ノ交渉事項ニ於テ尼港事件、撤兵問題、漁業問題、利権問題、宣伝禁止問題、條約問題、債権問題、通商問題ノ如キ數多ノ難件アルニ由リ容易ニ商議進捗セス毎回的確ナル妥結ヲ獲スシテ已ミタリ其ノ後露国ニ於テハ復外交渉ヲ試ミムコトヲ要請シ帝国ニ於テモ適當ナル条件ニ依リテ此ノ懸案ヲ解決スルノ急務ナルヲ念ヒ殊ニ露国ノ近情ニ照シテ漸ク政權ノ確立セルヲ認メ露国ノ要請ヲ容レテ昨

年五月以降北京ニ於テ両国代表者ノ会商ヲ行ハシメ幾多ノ折衝ヲ經テ終ニ協議調ヒ本年一月二十日其ノ結果タル外交文書ノ成立ヲ見ルニ至レリ是レ即チ茲ニ本院ノ詢議ニ付セラレタル案件ナリ

今回日露両国間ニ条約ヲ締結シ之ヲ実施スルハ即チ帝国政府力露国現政府ヲ承認スルノ趣旨ヲ包含スルモノナルカ故ニ帝国政府ニ於テ別ニ右承認ニ關スル形式的措置ヲ執ルノ必要ヲ認メスト言フ

本案ノ外交文書ハ両国全權委員ノ署名調印アル條約一、議定書一及署名議定書一、其ノ間ニ交換シタル公文一件並露國全權委員ノミニ署名調印アル声明書一及付属公文一ナリ今其ノ要旨ヲ摘示スルコト左ノ如シ

第一 日本国及「ソヴィエト」社会主義共和国連邦間ノ關係ヲ律スル基本的法則ニ關スル条約

本條約ハ両国間ノ國交回復ニ伴フ基本的事項ヲ定ムルコトヲ目的トスルモノニシテ其ノ要旨ハ(一)先ツ本條約ノ実施ト共ニ両国間ニ外交及領事關係ノ確立セラルヘキコトヲ約シ(第一条)(二)露国革命政府樹立前ノ両国間ノ條約協定ノ中千九百五年ノ「ボーツマス」條約ニ

付テハ露国ヲシテ完全ナル効力ヲ承認セシメ千九百七年ノ漁業協約ニ付テハ新事態ニ照シテ之ヲ改訂スヘキモノトシ其ノ改訂ニ至ル迄ハ日本人ニ對スル漁区貸下現行方法ヲ維持スヘキコトヲ約諾セシメ其他ノ條約協定ニ付テハ追テ両国間ニ於テ之ヲ審査シ新事態ニ照シテ改訂又ハ廢棄スルコトアルヘキモノトシ(第二条及第三条)(三)對手国国民ニ對シ入國、旅行、居住ノ自由及身体、財産ノ安全ヲ保障シ最モ広キ範囲ニ於テ且相互条件ノ下ニ内國法令ニ依リ私有財產權及各種ノ平和的業務ニ從事スルノ自由ヲ付与シ又成ルヘク広ク(主トシテ露国カ前帝国ノ版図ノ一部タリシ新国ニ許与シタル特惠ヲ除外スルノ意)最惠國待遇ヲ保障スルノ意向ニ基キ両国間ノ經濟上又ハ其ノ他ノ交通ノ増進ヲ妨クルノ虞アル差別的待遇ヲ為ササルコトヲ原則トシテ追テ両国間ニ通商航海條約ヲ締結スヘク該條約ノ

國ノ生活ヲ自由ニ規律スル國家當然ノ權利ヲ尊重シ對手国ニ於ケル秩序安寧ヲ危殆ナラシムヘキ公然又ハ陰密ノ一切ノ行為ヲ為サス且自國政府ノ任務ニ在ル者及自國ヨリ財的援助ヲ與フル團体ヲシテ同様ノ行為ヲ為サシメサルコトヲ確約シ又自國ノ法域内ニ於テ對手國ノ領域ノ何レカノ部分ニ對スル政府ナリト稱スル團体又ハ該團体ノ為現ニ政治的活動ヲ行フト認メラル外國人ノ存在ヲ許ササルヘキコトヲ約シ(第五条)(四)露國ハ其ノ一切ノ領域内ニ於ケル鉱產、森林及其ノ他ノ天然資源ノ開發ニ對スル利權ヲ日本人ニ許与スルノ意向ヲ有スル旨ヲ掲クル(第六条)ノ諸点ニ在リ而シテ本條約ハ批准ヲ要シ両国相互ニ批准済ノ通知ヲ為スヘク其ノ通知ノ中後ニ為サレタルモノノ日ヨリ本條約ヲ実施スヘキコトヲ定メタリ(第七条)

### 第二 議定書

議定書(甲)ハ両国間ノ國交回復ニ伴フ一定ノ事項及之ニ伴ヒテ一時的ニ處理セラルヘキ事項ヲ定ムルコトヲ結フ為隨時商議ヲ為スヘキコトヲ約シ(第四条)(四)相互ニ平和友好ノ關係ヲ維持シ自國ノ法權内ニ於テ存スル對手国ノ大使館及領事館所屬ノ動産及不動産ヲ

引渡スヘキコトヲ定メ特ニ露国ハ同國ニ於ケル帝国公館ノ敷地建物ノ選定ニ付相当ノ便益ヲ与フヘキコトヲ約シ（第一条）（二）前露国政府ノ發行シタル公債及国庫証券ニ依ル帝国ノ政府及臣民ノ債権ノ調整ハ之ヲ両国間ノ将来ノ商議ニ留保シ該調整ニ關シ帝国ハ別国ヨリモ不利益ナル地位ニ置カルコトナカルヘキコト及両国ノ一方ノ政府又ハ国民ノ他方ノ政府ニ対スル請求權ノ調整モ亦之ヲ両国間ノ将来ノ商議ニ留保スヘキコトヲ約シ（第二条）（三）現ニ北「サガレン」地方ニ駐屯スル帝国軍隊ハ本年五月十五日迄ニ完全ニ撤退シ該地方ヲ完全ナル主權ニ於テ露国ニ還付スヘク之ニ関スル細目ハ亞港ニ於テ両国當該官憲ノ間ニ之ヲ協定スヘキモノトシ（第三条）（四）自國ト第三國トノ間ニ對手國ノ主權又ハ國家的安全ニ對スル侵害又ハ脅威ト為ルヘキ軍事協約又ハ其ノ他ノ秘密協定ノ現存スルモノナキコトヲ相互ニ声明スル（第四条）ノ諸点ニ在リ而シテ北「サガレン」地方ニ於テ帝国軍憲カ帝国臣民ニ付与シタル便益ニ付テハ同地方ノ行政引繼ノ際之ヲ確保スルノ処置ヲ執ルニ努ムヘキ旨外務當局ニ於テ言明シタリ

二均等ノ機会ヲ許与スヘキコト（三）以上ノ油田及炭田ノ利權ノ期間ハ四十年乃至五十年タルヘキコト（四）右利權ニ対スル報償トシテ炭田ニ在リテハ總產額ノ五分乃至八分、油田ニ在リテハ同五分乃至一割五分（自噴油井ニ在リテハ同四割五分迄）ヲ毎年露国政府ニ提供スヘキコト（五）利權ヲ許与セラレタル者ハ企業ノ為必要ナル木材ヲ伐採スルコト及交通運輸ヲ容易ナラシムル為諸般ノ施設ヲ為スコトヲ許可セラルヘキコト（六）企業ノ需要品及生産物ニハ關稅ヲ課セス其ノ他企業ニ不当ナル課稅又ハ制限ヲ加ヘサルヘキコト及企業ニ対シ適當ナル保護便益ヲ与フヘキコト（七）以上ノ諸点ニ関連スル細目ハ利權契約ニ於テ之ヲ協定スヘキコトノ諸項ヲ約シタル而シテ曩ニ北「サガレン」ニ於テ米国「シンクレア」カ獲得セル利權ノ効力ヲ質問シタルニ該利權ハ既ニ消滅ニ帰シタル旨ヲ當局ハ答弁シタリ

第四 声明書  
本聲明書ハ前記基本条約ニ依リ露国政府ハ千九百五年ノ「ボーツマス」條約ノ効力ヲ承認シタルモノ此ノ承認ハ同政府カ右条約ノ締結ニ付前帝政政府ト政治上ノ責任ヲ分担スルコトヲ意味スルモノニ非サル旨ヲ露国全

議定書（乙）ハ事實上尼港事件ニ對スル賠償ノ意義ニ出ツル北「サガレン」ニ於ケル利權ニ關スル事項ヲ定ムルコトヲ目的トスルモノニシテ帝国軍隊カ同地方ヨリ完全ニ撤退シタル日ヨリ五月内ニ利權契約ヲ締結スヘキコトヲ前提トシ該利權契約ニ對スル基礎トシテ（一）露国政府ハ今次ノ会商中ニ帝国代表者ヨリ露国代表者ニ交付シタル覺書（日本人カ北「サガレン」ニ於テ作業中ナル油田及炭田ノ状態ヲ説明シタルモノ）ニ記載セル各油田ノ地積五割ノ利權ヲ帝国政府ノ推薦スルトキハ帝国當業者ニ均等ノ機會ヲ付与スヘキコト及東海岸一千平方「ヴエルスト」ノ地域ニ瓦リ油田ヲ調査確定セラレタル油田ノ地積五割ノ利權ヲ帝国當業者ニ許与スヘキコト（二）「ドウーエ」地方及其ノ他ノ西海岸特定ノ地域ニ於ケル炭田ノ利權ヲ帝国當業者ニ許与スヘク且其ノ他ノ地域ニ於ケル炭田ニ關シテハ日露國政府カ之ヲ外国人ノ利權ニ提供スルトキハ帝国當業者ニ

## 一 日ソ基本条約締結関係 三二三

五四四

権委員ニ於テ声明シタルモノナリ外務当局ノ説明ニ依レハ本声明ハ専ラ露国国内ノ事情ニ因由スルモノニシテ両国間ノ関係ニ於テ前記条約ノ規定ノ法律的効力ニ何等ノ影響ヲ及ホスコトナシト言フ

### 第五 付属公文

本公司ハ露国全権委員カ帝国政府ニ対シ尼港事件ニ付誠実ナル遺憾ノ意ヲ表スル旨ヲ明記シタルモノナリ而シテ該事件ハ形式上此ノ公文ヲ以テ落着シタルカ如キモ事実ニ於テ之ニ対スル賠償ノ意義ヲ以テ北「サガレン」ニ於ケル利権ヲ許与セシメタルコトハ前記述シタル所ノ如シ

### 第六 署名議定書

本議定書ハ今次交渉ノ成果タル外交文書ヲ列挙シ且曩ニ帝國全権委員ヨリ露国全権委員ニ交付セル覚書ヲ之ニ添付スヘキ旨ヲ併記シタリ  
日露両国交渉ノ経過、今次成立シタル外交文書ノ内容等ニ付テハ別冊外務省ノ作成ニ係ル説明書ヲ併セテ参考セラレムコトヲ請フ

### 希望ニ堪ヘサル所ナリ

(一) 今回ノ協定ニ於テ「ポーツマス」条約以外ノ旧条約ノ効力、露国政府ニ対スル請求権其ノ他帝国ノ利害ニ重大ナル關係アル事項ニシテ将来ノ商議ニ留保セラレタルモノアリ此等ノ事項ニ付テハ他日交渉ヲ為スニ当り当局ニ於テ最善ノ注意ヲ払ヒ以テ帝国ノ利益ヲ擁護スルニ違算ナカラムコトヲ希望ス

(四) 北「サガレン」ニ於ケル利権ノ獲得ハ事実ニ於テ尼港事件ニ対スル賠償ヲ收受スルノ意義ニ出ツルモノナルカ故ニ當時國論ヲ沸騰セシメタル該事件ノ性質ニ考へ適切ニ右利権ヲ活用シテ能ク帝国ノ利益ヲ伸暢シ以テ之ヲ獲得シタル意義ヲ全クスルニ遗漏ナカラムコトヲ希望ス

(五) 露国政府カ「ボーツマス」条約ノ効力ヲ承認スルモノ其ノ締結ニ付政治上ノ責任ヲ分担セサル旨ノ同國全権委員ノ声明ハ或ハ他日露国ニ於テ何等カ藉口ノ資料ニ供セラルルノ恨ナキニアラサルカ故ニ当局ニ於テ右声明ハ何等法律上ノ効力アルモノニ非サルノ理義ヲ徹底セシムルニ遺漏ナカラムコトヲ希望スルモノナリ

審査委員会ニ於テハ本件ハ之ヲ可決セラルヘキ旨以上ノ希望事項ト共ニ全会一致ヲ以テ議決シタリ

### 右審査ノ結果ヲ報告ス

大正十四年二月二十一日

審査委員長

枢密院副議長 一木喜徳郎

力ヲ致サムコトヲ切ニ希望セサルヲ得ス而シテ之ト同時ニ我国内ニ於テモ不穏ナル思想ノ流布ヲ取締ル為ニ考ヘ誠実ニ其ノ義務ヲ履行セシムルコトニ最善ノ努

最モ有効剣切ナル措置ヲ実施スルヲ怠ラサラムコト亦

一一 日ソ基本条約締結関係 三二二

五四五

## 審査委員

枢密顧問官侯爵	井上勝之助
枢密顧問官子爵	石黒 忠憲
枢密顧問官伯爵	有松 英義
枢密顧問官男爵	中村雄次郎
枢密顧問官男爵	古市 公威
枢密顧問官	平沼騏一郎
枢密顧問官	松室 致

枢密院議長子爵 浜尾 新殿

## 3 内外ノ論調

三一三 一月二十三日(着) 在英國林大使ヨリ  
幣原外務大臣宛(電報)

## 口ソ条約調印ニ関スル當地新聞報報告ノ件

第二七号

二十二日當地諸新聞ハ日露条約調印ヲ報セル北京電報ヲ掲載シ居レルカ右ニ付 Telegraph 外交記者ハ協定各項ニ説

アン」モ亦三年越行惱ミ来レル日露交渉ノ纏マレルハ日本ノ対米思惑ニ促サレタルモノニシテ「ヒューズ」國務卿ノ辭任ノ結果米国ノ對露態度ハ相當緩和セラレ其太平洋ニ於ケル通商上ノ利益擁護ノ必要ヨリ米国カ露国ニ対シ從來ヨリモ友好的態度ニ出スヘキヲ慮リ日本カ之ニ先鞭ヲ着ケタルモノナリトノ観測ハ当ラスト雖モ遠カラサルヘシトノ趣旨ノ社説ヲ掲ケタリ

三一四 一月二十三日(着) 在米国吉田臨時代理大使ヨリ  
幣原外務大臣宛(電報)

## 口ソ条約成立ニ関スル米国新聞情報報告ノ件

第三二一號

二十二日新聞報

〔一〕日露協定ハ日本外交ノ成功トシテ諸新聞之ヲ報ス Baltic more Sun 及「ハースト」紙華府通信員「ボラー」及「ハイラム・ジョンソン」ハ本協定ハ日露通商同盟トモ称ス可キモノニテ米国ノ利益ニ反スト為シ其他ノ議員モ東洋ニ対スル米国ノ石油、石炭輸出ニ大打撃ヲ与ヘ北太平洋ニ於ケル日本ノ地位ヲ固ムルモノナリトノ意見ニ一致スト報シ「ハースト」紙ハ米露關係復活ノ要ヲ論ス紐育「タイムズ」

ハ社説ニ於テ英仏ノ露国承認ハ通商振興及賠償問題等ヲ含メル為不結果ニ終リツツアルモ日本ハ明確且具体的ナル石油及石炭、木材ノ利權獲得ヲ目的トスルモノナレハ日本カ本協定ノ収穫ヲ確保ス可キハ疑ナシ但シ両国間ノ此種協定ハ本來ナラハ支那問題ニ対スル両国ノ協調提携ヲ意味スルモノナルモ帝国主義、資本主義ニ挑戦シツツアル現過激派政府ノ結フ条約ハ結局 Modus Vivendi ニ過キサルモノニテ本協定ノ結果両国ハ暫ク対峙シテ相監視スルノ体ニ置カレタルニ過キス極東ノ政局ニ対スル本協定成立ノ効果ハ未タ之ヲ予断シ難シト論シ其他社説ヲ掲ケタルモノノ少シ

〔二〕二十一日上院ハ〔往電第二六号「ジョンソン」案ニ委員会修正案ヲ加ヘ賠償協定ノ写及協定成立ニ関連スル諸般ノ事情説明書ヲ上院ニ提出方國務卿ニ求ムル旨ノ決議案ヲ可決ス(決議案郵送ス)

〔三〕往電第八号海軍予算案ヲ可決ス該案中米国ト外交關係ヲ有スル諸国ヲ海軍若クハ陸軍縮小會議ニ招請スルノ權限ヲ大統領ニ付与シ且右招請方大統領ニ求ムル旨插入可決セリハ Makellar ハ最近英國ノ建造セル Nelson 及 Rodney ノ兩艦カ飛行機搭載ノ設備ヲ有ストノ報道ニ関連シ右ハ船艦

明ヲ加ヘタル上歐米何レノ国ヨリモ更ニ過激主義ヲ嫌悪スル統治階級及伝統ヲ有スル日本カ對露協定ニ於テ他ヨリ數歩ヲ進メタルハ一奇ナルモ日本ハ之ニ依リ樺太ノ油田、西比利亞ノ石炭ニ關スル利權並北樺太占領中ノ企業継続權等ノ最重要ナル經濟的利權ヲ獲得シ經濟上ノミヨリスルモ日本カ其產業及科學上ノ能力ヲ傾ケテ西比利亞ノ富源開發ニ努ムル時ハ其成果恐ル可キモノアルノミナラス現存日露條約ノ改訂ニ依リ生ス可キ両國ノ政治的協商ヲ以テ之ヲ補フ時ハ極東殊ニ支那ニ於ケル勢力均衡ニ對シ著シキ変化ヲスニ至ルヘシト為シ会商地ノ北京タル事及在支公使館ノ陞格ヲ挙ケ支那ノ不平等條約廢棄論者ヲ刺激シ延テハ日露両國カ支那ニ於ケル「モンロイ」主義双軸タル可キ日遠カラサル可ク近來日本政治家カ太平洋移民問題解決ノ途ハ日露丈ノ提携ニ在ルノミナル事ヲ声明シツツアル事並我外交官ノ更迭ニ言及シ這般ノ情勢ヲ窺フニ至ルト為シ最後ニ「ベッサラビア」ニ關スル連合國間協定ニ關シ英仏カ既ニ之ヲ批准セルモ伊國カ之ヲ回避シ居ル今日日本カ之カ不批准ヲ約シタリトセハ同協定効力発生ニ必要ナル定足数ハ遂ニ得ラレサル可シト論シ P. O. 紙、「マンチエスター・ガーデ